

第1章 振興開発の基本方針

- 奄美群島は、人口減少や高齢化が進み地域の活力低下が懸念されている状況にあるが、これは、大局的に見れば島国である日本の将来にも通じる課題であり、国全体の課題として対処していく必要がある。また、奄美群島は国境離島としての海上の安全の確保や国土防衛などの重要な機能を担っている。
- 特に、奄美群島は第Ⅰ編第1章でも取りまとめたように、遠隔地にありながらも有人離島の中では最も人口の多い島があるなど、その経済活動の維持・活性化は我が国の南方海域における政治・経済的な影響力にも関連するものと言える。
- 一方、奄美群島ではLCC就航やクルーズ船の寄港による交流人口の増加や、世界自然遺産登録を見据えた官民の動き、大河ドラマ「西郷どん」の放送など追い風が吹いているところである。
- 今後、群島の人口の著しい減少を食い止めるためには、奄美群島に吹く追い風を生かしながら、産業を振興し、雇用を拡大し、定住を図っていく必要がある。そのためには、定住促進のための産業の振興、世界自然遺産登録などを生かした交流人口の拡大、地域を支える人材の確保・育成、条件不利性の改善等の施策の展開を図る必要がある。

1 定住を促進するための方策

(1) 農業の振興

- 奄美群島は農業従事者の割合が高いことから、群島の発展・振興のためには農業は重要な産業である。このため、亜熱帯性の温暖な気候等の特性を生かし基幹作物であるさとうきびと野菜・花き・果樹の園芸作物や肉用牛を組み合わせた複合経営を基本に、島ごとの特性・独自性を生かした高付加価値型農業を展開することで、他地域との差異化を図る。また、担い手の確保・育成、農地の効率的利用、基盤整備といった施策のほか、地域ブランドの確立や農産品を生かした6次産業化、災害に強い栽培施設の整備、流通効率化のための施設等整備、新規就農の環境整備などの

施策を推進し、群島における重点産業としての農業を振興する。

(2) 観光産業の振興

- 観光は経済的に裾野が広く、多くの産業分野に波及効果をもたらす産業であり、奄美群島の地理的・自然的特性を最も直接的に生かすことができることから、地域資源を生かし、奄美のブランド化を図りながら、国内はもとより、アジアをはじめとする海外からの誘客に向けた観光施策の展開を図る。

特に、これからは奄美群島にて「もう一泊」したいと旅行者に思わせるような体験や食といった地域の魅力の旅行商品化、観光サービスの担い手の育成など、滞在型・着地型観光を促進するための方策を展開する。

(3) 情報通信産業の振興

- 情報通信技術は、外海離島であることによる空間的距離や時間的距離の不利性を克服する上で極めて有効な手段であり、また、奄美群島は、豊かな自然環境や安いオフィス賃料などの優位性も有していることから、情報通信基盤の整備を進めるとともに、企業活動におけるICTの利活用、他産業との連携による地域づくりなどを推進することにより、情報通信技術を活用する産業の定着を図る。また、情報通信は医療や教育のほか、特産品のPRや販路拡大等、奄美の魅力を広く発信することが可能であることから、大島紬や奄美黒糖焼酎等の地域産業の振興、UIターン及び二地域居住の支援など定住促進に関する施策と連携させることが重要である。

以上の施策に加えて、産業全般の振興及び雇用を確保するための創業支援・事業拡大支援制度の創設や定住を促進するための集落機能の維持拡充等の施策展開を図るとともに、奄美群島の産業の振興を促進し、群島経済を発展させるために設置された奄美基金の機能充実についても検討する。

2 世界自然遺産登録などを生かした交流拡大のための方策

(1) 世界自然遺産登録を見据えた施策の展開

○奄美は平成30年夏の世界自然遺産登録を目指しており、自然環境及び伝統・文化等の地域資源を有効に活用することにより、地域の振興、交流人口の拡大等が見込まれる。

そのため、世界自然遺産推薦地としての価値が損なわれることのないよう、希少種の保護対策やモニタリング調査を行うなど多様な自然の生態系を把握、保全するための取組を進めるとともに、自然環境の保全と利用の両立を図るため、「奄美群島持続的観光マスタープラン」に基づき、利用ルールの作成や受入体制の整備を進める。

(2) 奄美ならではの自然・文化等の地域資源の活用

○奄美群島は、亜熱帯性の豊かな自然、世界に類を見ない貴重な野生生物など、魅力ある自然特性、島や集落ごとにも異なる個性的で多様な伝統・文化等の観光資源を有しているとともに、今後増加が見込まれる中国をはじめとするアジア各国へ近接しているといった優位性を有している。

このため、人材の育成・確保やおもてなしの充実など受入体制の整備、東アジアの国・地域との交流促進、世界遺産をつなぐクルージングの誘致、マスコミやインターネット等を活用した観光情報の発信、地域産業との連携など、奄美群島の地域資源を生かした観光施策を展開する。

また、奄美群島には多くのスポーツ団体が合宿に訪れており、今後は多様な主体が参画するスポーツコミッションの立ち上げや観光、医療などスポーツ関連ビジネスに対する支援を図る。

3 滞在型・着地型観光を促進するための方策

○世界自然遺産登録による観光客の増加が一過性のものとならないように、奄美らしい体験ができる滞在型・着地型観光を促進するために、民泊推進のための環境整備・モデルの構築、あまみシマ博覧会との連携、ポイントシステムやそ

れに付随するサービスのクーポン化の開発、奄美らしい商品（大島紬、島唄、奄美黒糖焼酎等）に着目したツーリズム、群島間アイランドホッピングの更なる推進を図る。

4 群島が抱える条件不利性の改善

(1) 運賃、輸送コストの軽減

○本土から隔絶した外海離島である奄美群島において、航空路線は住民の往来や産業活動にとって極めて重要な交通手段であるが、沖縄などに比べ割高となっており、住民の生活利便性の向上や観光の振興等の支障となっていることから、航路も含めた運賃軽減を継続するとともに、運賃軽減の拡充を検討する。また、消費地に農産物等を出荷する際の輸送コストの軽減を継続するとともに、加工品の輸送コストの軽減を検討する。

(2) 生活又は事業活動に必要な物資の費用負担の軽減

○奄美群島においては、地理的条件等により、本土に比べて総体的に物価が高いことから、ガソリン等の生活関連物資の物価の軽減措置を図るとともに、農林水産物の生産に係る原材料等の移入コスト支援を検討する。

○加計呂麻島、請島、与路島の島外車検に伴う車両航送費の負担軽減を図るための支援措置の実現に向けて取り組む。

(3) 防災及び国土保全

○奄美群島においては、台風、記録的な集中豪雨による災害が多発していることや、東日本大震災以降、全国的に防災対策の重要性が指摘されていることから、群島住民の生命・安全確保のための情報提供体制の整備や、災害時の相互応援体制の充実など、奄美群島の地理的特性等を踏まえた防災対策を推進するとともに、治山、治水、砂防、海岸保全など災害に強い県土づくりを推進する。

以上の施策に加えて、空港、港湾、道路等交通基盤の整備及び既存施設の老朽化対策に関する施策を推進する。

5 群島的生活基盤の確保・充実

○奄美群島の有効求人倍率（平成29年8月時点）が0.97になるなど、観光業や情報通信産業、建設業、介護関係など一部の職種では人材の不足が深刻になりつつある。

これが、奄美の地域経済の成長の妨げとなるだけでなく、担い手不足による農地・山林の荒廃等を招き、更に医療や介護・保育等の住民生活の基盤をも揺るがすなど、地域社会の崩壊にもつながりかねない。

このような状況を打破するためには、「奄美群島の在り方検討委員会」の提言（平成24年9月）及び「奄美群島成長戦略ビジョン」（平成25年2月）で奄美群島の将来像として掲げた

① 若者がチャレンジし、夢を実現する島※1

② 全ての「島ちゅ」が主人公として活躍する島※2

③ 世界の人々に魅力を伝える宝の島※3

を更に推進し、すべてのライフステージにわたる人材の育成、観光や情報通信などを中心としたあらゆる分野の人材の確保・育成を図る。また、離島留学制度の充実など、子どもたちの教育環境の整備、特に奄美群島には大学が設置されていないことから、奄美らしい高等教育の在り方について検討する。

以上の施策に加えて、保健医療福祉施策の推進、生活環境の整備、資源・エネルギーの確保等の施策の展開を図る。

※1 「若者がチャレンジし、夢を実現する島」とは、多くの若者が奄美群島の産業振興の中心的役割を担い、挑戦し、夢を実現し、雇用が創出される姿を想定しているものである。

※2 「全ての『島ちゅ』が主人公として活躍する島」とは、奄美群島の住民が、それぞれの年齢・立場で奄美の振興に向けて主体的に取り組み、それが新たな担い手を生み出す姿を想定しているものである。

※3 「世界の人々に魅力を伝える宝の島」とは、奄美群島の産業の情報が広く発信され、世界中の人々が群島に来訪し、様々な分野で「奄美ブランド」が確立する姿を想定しているものである。

6 地域主体の取組の促進

○地域主体の取組としては、奄美群島の振興開発

のための成長を自発的に推進するため、10年後の奄美群島の将来像とそれを着実に実行するための基本方策を明記した「奄美群島成長戦略ビジョン」を地元市町村が平成25年2月に策定した。

○同ビジョンにおいては、それまで雇用創出のための重点分野として振興を進めてきた「農業」、「観光／交流」、「情報」の3分野を引き続き産業振興の基軸としつつ、奄美群島の地理的・歴史的独自性を発揮するための「文化」の活用と、魅力ある島を牽引する人材の誘致・集積を図るための「定住」の2分野を新たな価値を創出する分野として位置付け、これらの分野を有機的に連携させた産業振興・人材育成施策の展開を図ることとしている。

○今回、同ビジョンの計画期間の中間（5年目）を迎えることから、奄美群島成長戦略推進懇話会の提言に基づき、奄美群島市町村長会がビジョンの実現に向けて、関係機関が取り組むべき役割、必要な制度等について改訂を行ったところである。

○地元市町村や奄美群島広域事務組合などによる地域主体の取組は、群島の自立的発展を図る上で重要であり、同ビジョンにおいては、ビジョンを貫く「奄美群島の自立的発展実現の主体的役割の担い手＝民間企業等」と「民間企業を支え、積極的に支援する行政」というそれぞれの位置づけを明確にするとともに、これまでの行政主導の産業振興モデルから、活発で自立的な民間企業等の活動を出発点とした産業振興モデルへの転換が必要であるとされている。

以上の取組に加えて、奄美群島の持つ「結いの精神」などを生かした共生・協働による地域社会づくりを推進していく必要がある。

第2章 振興開発の施策の方向

第1節 定住を促進するための方策

1 産業の振興

(1) 農業

[施策の方向性]

- 効率的かつ安定的な農業経営を目指す認定農業者や認定新規就農者、集落営農組織等の担い手の確保・育成を図る。
- 効率的な農地利用や農業生産基盤整備を推進する。
- 畑かんの水利用等による収益性の高い営農や、農産物の付加価値を高めるためのブランド化・農産物加工、販路拡大の取組などを推進する。
- 農業技術の開発・普及や特殊病害虫対策を推進する。
- 防風対策に配慮したハウス施設や平張施設の整備など自然災害対策を推進する。
- 農業団体の営農指導体制や生産販売体制の強化等を推進する。
- 環境と調和した農業の促進など安心・安全な農畜産物の安定供給を図る。
- 奄美の「食」の提供等による地産地消や、食育、食文化の継承等の取組を推進する。
- 共生・協働の農村（むら）づくり運動の展開や都市と農村の交流促進など農村の振興を図る。

ア 担い手の確保・育成

(ア) 経営改善意欲のある農業者の確保・育成

- 今後の農業・農村の将来を見据え、経営改善意欲のある認定農業者や認定新規就農者などの担い手を確保・育成する取組と併せ、その担い手の農地利用のあり方等を示す「人・農地プラン」の実現に向けた取組を推進する。
 - a 認定農業者の確保・育成
 - 農家個々への経営指導、農地の利用集積等のきめ細かな支援活動を行うとともに、認定農業者の経営改善に必要な補助事業や制度資金等の施策を活用し、効率的かつ安定

的な農業経営を目指す認定農業者の確保・育成を推進する。

b 農業法人の育成

- 農業法人の設立手続きや労働力確保を含めた労務管理などの研修会の開催、個別の経営管理等の助言など、農業経営の法人化や法人経営の体質強化に向けた取組を促進する。

(イ) 新たに就農しようとする者の確保

- 就農前から就農後の経営が定着するまできめ細やかな支援を実施する。また、市町村の研修施設等における支援体制の充実・強化を図るとともに、農地の斡旋・利用調整などの新規就農者を確保するための環境整備を進めるなど、円滑な就農を促進する。

(ウ) 女性の農業経営への参画等の促進

- 家族経営協定の締結を推進するとともに地域農業の方針決定過程への女性の参画を促進する。女性農業者の研修会等を通じ、地域農業を担う女性農業経営士等の女性リーダーを育成するとともに、農産物加工や販売などの起業活動を促進するなど農業の振興や農村の活性化の一翼を担う女性の取組を推進する。

(エ) 集落を基礎とした農業者組織等の育成・活動促進

- 農業就業者の減少・高齢化の進行に伴い、地域農業を支える多様な農業者を包含する集落を基礎とした農業者組織等の育成は重要となっており、市町村、農業団体など関係機関と連携して、農業機械の共同利用組織や農作業の受託組織の育成、担い手や高齢農家等も参画した集落営農の取組を推進する。

- さとうきびについては、多くの農家が継続して経営安定対策を活用した営農が展開できる体制の維持に向けて、農作業受委託組織の育成と活動強化を促進する。

イ 農地利用、基盤整備等

(イ) 農地利用

- 農地中間管理事業、農業委員会による農地のあっせん活動などによる担い手への農地の集積・集約化の取組を加速化する。
- 農業委員会の農地パトロール等を通じて、農地の利用状況の把握に努めながら、日本型直

接支払制度等の各般の施策を活用し、耕作放棄地の発生防止・解消に取り組むとともに、農業振興地域制度の適切な運用を図り、優良農地の確保や農地の効率的な利用を推進する。

(イ) 基盤整備等

○県営事業等により、区画整理、農業用水の確保、土層の改良、集落道路や集落排水路の整備などを推進し、生産性の向上と快適な農村環境の保全に努める。また、赤土流出防止など自然環境等に配慮した生産基盤の整備を推進する。

○末端かんがい施設の整備を推進するとともに、特に、徳之島及び沖永良部島で実施している国営事業によるダム等の基幹施設整備が完了を迎えることから、地域の畑地かんがい営農ビジョンに沿った推進作物の散水効果事例を広報しながら、附帯県営事業を含めた早期完成を図る。

○これまでに造成された土地改良施設については、長寿命化を図るため、機能診断に基づき作成された保全計画をもとに、適時適切な対策工事を実施するストックマネジメントを推進する。

○地籍調査の進捗が遅れていることから、山林・原野の立会手続を簡素化できる制度や、これまで市町村が実施してきた工程の一部を民間に委託する制度、国の直轄事業である山村境界基本調査などを積極的に活用し、今後とも円滑な地籍調査事業の一層の促進を図る。

○肉用牛の低コスト生産のため、飼養管理施設の整備と併せ、耕作放棄地や未利用地の飼料生産基盤としての造成・整備を推進するなど、畜産基盤の整備を推進する。

ウ 付加価値の高い生産、販売、流通

(ア) かごしまブランドの確立等

○安心・安全で品質の良い農畜産物を安定的(定時・定量・定質)に出荷できる競争力の強い産地づくりと、流通・販売対策の強化による県産農畜産物のイメージアップを図る。沖永良部島・徳之島のばれいしょ、えらぶゆりに続く、野菜、花き、果樹のブランド産地づく

りを推進する。

(イ) 畑地かんがい営農の推進

○収益性の高い営農の実現に向けて、生産性の高い園芸品目の推進や水利用技術・作付体系の実証等の取組を推進する。特に、徳之島及び沖永良部島については、営農体系や産地育成のあり方などを示した畑かん営農ビジョンの目標達成に向けて、畑かん通水後の収益性の高い営農の定着に向けた推進活動を展開する。

(ウ) 農畜産物の生産振興及び銘柄産地の育成

a さとうきび

○「県さとうきび増産計画」に沿って、収穫面積の確保、品目別経営安定対策に対応した植付けから収穫までの一連の機械作業と大規模経営体から小規模・高齢農家まで対応できる管理作業受託組織の育成、並びに農業共済制度の加入促進に努めるとともに、基本技術の励行、病虫害の防除、優良品種の普及などによる単収向上を図り、増産に向けた取組を推進する。

○これらの取組を通じて、製糖工場における安定的な原料確保と歩留まりの向上等によるコスト低減と安定操業を促進する。

b 野菜

○さとうきびや肉用牛との複合経営の確立や野菜専作農家の育成・確保を推進する。栽培技術の高位平準化や畑かんの水利用による生産性の向上を図りながら、限られた農地で単位当たりの収益性を高めるためのハウス施設の整備、農業機械の導入による労力の省力化、防風対策等を講ずることにより、トマトやばれいしょ、さといも、いんげんなどの産地育成を総合的に支援する。

○島内消費向けの野菜については、栽培技術の向上を図るとともに、かごしまの“食”交流推進会議の地域協議会等との連携により地産地消の取組を推進する。

c 果樹

○優良品目や優良品種への改植を進めるとともに、たんかん及びマンゴー等の高品質・安定生産技術の開発・普及、栽培ハウスの整備等を行う。

○省力機械施設や防風施設・園内道の整備、土壌土層の改良などの小規模基盤整備を進める。

○奄美群島の主要品目であるたんかんや熱帯果樹については、品質や階級の揃った高品質な果実の出荷と島外への販路拡大を図り、ブランド化を推進する。また、多様化する消費者ニーズに対応するため、新規品目の実証・導入等を推進する。

d 花き

○栽培ハウスやかん水施設、平張施設の整備等により、夏季の干ばつや台風、冬季の季節風の被害を軽減し、更なる生産の拡大と品質の向上を図る。

特に、キクやユリ、ソリダゴ等を中心に施設化を推進するとともに、奄美の気象条件に適した新品目・新品種の導入を推進し、産地の拡大を図る。

○集出荷施設の整備や選花機の導入など、選花・選別作業の省力化を推進する。

e 肉用牛

○生産コストの低減を図るための飼料自給率向上や労働力低減が重要であることから、飼料生産基盤の整備や、ICTの導入、ヘルパー組織、コントラクターの育成・強化を推進する。

○生産性の向上を図るため、繁殖技術の向上による分娩間隔の短縮や子牛育成技術の向上による子牛の商品性向上を図る。

○家畜衛生対策の徹底による家畜疾病の発生とまん延防止に努めるとともに、家畜排せつ物の適切な管理や流通促進等による環境にやさしい畜産経営の実現を図る。

f 地域特産品

○葉たばこは、たばこ耕作組合など関係団体と連携を図り、栽培技術の向上に加え、共同乾燥・貯蔵施設の円滑な運営、ほ場の集団化や機械導入による生産の合理化等を図りながら、低コストで高単収・高品質な葉たばこ生産を図るとともに、経営感覚に優れた担い手農家の確保・育成を推進する。

○ごまは、さとうきびとの輪作体系で重要な作物であることから、実需者との契約栽培

を基本に、適切な肥培管理の徹底、は種や収穫作業の省力機械化体系の確立などによる安定生産を推進する。

(エ) 農産物加工

○奄美の特産果実等の新商品開発を進めるため、大隅加工技術研究センターにおける新たな加工技術の開発や加工技術の習得のためのセミナーを開催するとともに、観光パンフレット等を活用したこれらの加工品のPR活動を実施し、6次産業化の更なる推進を行い、特色ある奄美の農産物の加工品づくりや販路拡大を図る。

(オ) 農畜産物の販路拡大等

○知事トップセールスをはじめ、県内外でフェアを開催し、県産農畜産物の認知度向上とイメージアップを図るとともに、島外から訪問する観光客にも、奄美特産の農産物の購入を促進するため、地元直売所や地元農産物をPRするチラシを、空港やホテルに配布するなど、情報発信を図る。

(カ) 農畜産物の流通対策

○集出荷施設及びフリーザーコンテナ等を活用したコールドチェーン体制の充実・強化を図る。また、地域唯一の青果物卸売市場である奄美市公設地方卸売市場の有効的な活用を図る。

○奄美群島から関東、関西をはじめとする消費地に農産物等を出荷する場合、本土における陸上輸送費に加えて海上輸送費等が必要となることから、輸送コスト軽減対策により本土産地と同一条件を整えるとともに、補助金を活用した生産基盤の強化を促進する。

エ 生産性向上

(ア) 農業技術の開発及び普及指導活動

○省力化や高品質生産等に向けて、スマート農業（IoT、AI等の活用）の取組への支援を図る。

○県農業開発総合センター大島支場及び徳之島支場において、生産性の高い農産物の安定生産に向けて、栽培技術や病虫害防除技術、機械化による省力化技術、土壌管理技術の研究開発を推進する。

○関係機関・団体と適切に役割分担しながら、

試験研究機関等で新たに開発された技術や優良品種などの早期定着などに向けて、効率的かつ効果的な普及指導活動の展開を図る。

(イ) 動植物の防疫体制

○家畜伝染病の発生防止及びまん延防止を図るため、家畜衛生対策の徹底を図るとともに、慢性疾病対策として農場や畜産関連施設のバイオセキュリティの向上を推進する。

○特殊病害虫については、ミカンコミバエ等の侵入防止に努めるとともに、アリモドキゾウムシやカンキツグリーニング病の防除対策等の充実を図る。

特に、喜界島におけるアリモドキゾウムシは、徹底した寄主植物除去や不妊虫放飼等により平成35年度末までに、徳之島におけるカンキツグリーニング病は、感染樹伐採や薬剤散布により平成34年度末までに、その根絶に向けて取組を推進する。

(ウ) 鳥獣被害防止対策

○鳥獣を寄せ付けない集落ぐるみの取組や、侵入防止柵の整備、有害鳥獣の捕獲など、ソフト・ハード両面にわたる総合的な被害防止対策を推進し、野生鳥獣による農作物被害の防止・軽減を図る。

また、野生鳥獣の獣肉（ジビエ）の地域資源としての利活用を推進する。

オ 農業災害対策

(ア) 防災・保全施設

○防風対策に配慮したハウス施設、平張施設等の整備や防風樹の設置を推進する。

○区画整理等の生産基盤の整備と併せて、老朽化したため池や用排水施設の改修のほか、高潮等による農地の被害を防止するため海岸保全施設を整備するとともに、これらの施設の老朽化対策や整備を計画的に推進する。

○自然災害時にため池などが決壊した場合、人的被害を最小化するため、被害区域の想定や避難路、避難所などを設定するためのハザードマップ整備などのソフト対策も促進する。

(イ) 農業制度資金・農業共済制度

○災害が発生した際に、関係機関と連携して、被災農家の経営再建を支援する農業制度資金の円滑な融通と既貸付金の償還条件の緩和を

図る。

○農業共済制度や収入保険制度への加入と災害が発生した際の共済金等の早期支払いを促進する。特に、さとうきび共済や園芸施設共済など加入率の低い共済の加入拡大を促進する。

カ 農業団体

○農業協同組合については、組織・事業の効率化を促進するとともに、担い手づくりなど営農指導体制の強化や、広域的なブランド産地づくり、生産販売体制の強化等を促進する。

○農業共済組合等については、事務の効率化・合理化を図るとともに、農業共済制度や収入保険制度への加入促進、さとうきび共済や園芸施設共済への加入拡大促進に取り組み、多様化する農家ニーズに対応した農業共済事業の実施を促進する。

キ 安心・安全な農畜産物の安定供給

○IPM（総合的病害虫・雑草管理）の推進による化学合成農薬の使用低減や、家畜排せつ物を原料とする良質堆肥の施用による健全な土づくりなど、環境と調和した農業を推進する。

○GAP（農業生産工程管理）手法を取り入れた「かごしまの農林水産物認証制度」（K-GAP）の普及やASIAGAP等の取組支援により、食の安心・安全の確保を図る。

ク 食育及び地産地消

○家庭や学校、地域等において、農林漁業体験や奄美の食材を使った郷土料理等の体験などを通じて、食を大切に作る心や食に対する感謝の念の醸成、食を選択する力を身に付けるなどの食育を推進するとともに、「かごしまの味」に制定した料理や菓子ははじめ、それぞれの島に伝わる奄美の食文化の継承を推進する。

○学校給食や病院等への地域食材の供給を通じて、地域の農林水産業や農林水産物の理解促進を図る。

○飲食店、ホテル、直売所などにおける島野菜をはじめとする地域の食材活用や食文化を生かした奄美の「食」の提供による地産地消を推進する。

ケ 農村の振興

- (ア) 共生・協働の農村（むら）づくり運動の展開
- 共生・協働の農村（むら）づくり運動を推進し、豊かな自然や伝統文化を生かしながら、地域住民がゆとりとやすらぎを実感できる農村社会の維持・発展を図る。
 - (イ) 水土里（みどり）サークル活動等の推進
 - 農地等を保全する地域ぐるみの水土里サークル活動（多面的機能支払交付金）を推進し、農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮を図る。
 - (ウ) 都市と農村との交流
 - 奄美の魅力を発信するとともに、グリーン・ツーリズム等の受入体制の充実を図り、観光産業とも連携した農林水産業等の体験・交流を推進する。
 - (2) 観光産業
 - 観光は、関連する産業の裾野が広く、地域経済に大きな波及効果をもたらす総合産業であり、奄美群島においても、地域活性化等を支える基幹的な産業として将来の成長が期待されることから、今後とも、奄美群島の魅力や特性を生かし、国内はもとより、アジアを中心とする海外からの誘客に向けた観光施策の展開を図る。

※施策の詳細は、第2節、第3節において記載

(3) 情報通信産業

[施策の方向性]

- 超高速ブロードバンド基盤等情報通信基盤の整備を促進する。
- 行政や各産業におけるICTの利活用を推進する。
- 各産業と情報通信産業の連携等によるICTを活用した地域づくりを図る。
- ICTの専門知識・技術を有する人材育成や住民の学習機会拡充など情報活用能力の向上を図る。
- 放送事業者と連携したラジオの難聴取地域の解消を図る。

ア 情報通信基盤の整備促進

- 光ファイバなど地域の特性や実情に応じた情報通信基盤の整備・拡充を検討するとともに、携帯電話等の移動体通信基盤の整備・強化を促進する。
- 従来の通信手段による料金体系では通話料の本土との格差が依然として大きいため、超高速ブロードバンド基盤の整備を促進し、料金格差のないIP電話の利用による通話料の負担軽減や、高速で定額の通信サービスの利用によるIT関連企業等の通信料金コストの低減を図る。

イ ICT利活用の推進

- 奄美群島の情報通信産業がより雇用吸収力の高い産業として振興されるよう、ハード・ソフト両面における取組の支援を図る。
- 行政においては、ホームページやフェイスブックなど、それぞれの媒体の特性を十分踏まえ、多様な情報を提供するとともに、情報セキュリティを確保しつつ、情報システムの最適化や電子申請の利用促進などを図り、費用の削減や業務の効率化を推進する。
- 医療の情報化については、県医師会が運営する「かごしま救急医療遠隔画像診断センター」の活用を促進する。
- 光ファイバなど高速通信環境の整備促進を通じ、社会経済の変化に応じた新事業の創出を促進するとともに、中小企業者の経営の革新、企業立地、SOHOの活性化を促進する。
- 「奄美市ICTプラザかさり」を情報通信産業の振興を図るための拠点施設として活用するほか、高度なICT利活用能力を有する人材の育成を促進することにより、新たな企業立地や地元企業の育成を促進する。
- 奄美群島の魅力について、低コストで広範な情報発信が可能であるというインターネットの特性を最大限に生かした情報発信を図る。

ウ ICTを活用した地域づくり

- ICTの活用により離島における生活の利便性向上及び農業・観光など潜在的に発展可能性を有している産業の振興が期待できることから、ICTを活用した地域づくりを推進する。
- 観光や特産品などの分野において情報通信産

業が積極的に連携しながら、各産業等の課題解決に資する情報通信産業技術の活用を推進し、奄美群島における情報通信産業の地域内掘り起こしと対応強化を図る。

エ 情報活用能力の向上

- 住民の情報活用能力を向上するための学習機会の拡充や、住民のICT利用をサポートする指導者の育成を図る。
- 情報通信産業において、情報通信技術の急速な発展に対応した専門的な知識や技術を有する人材育成の取組を促進する。
- 学校教育でのICT機器等の整備を促進するとともに、デジタル教材の開発及び活用を促進し、児童生徒の情報活用能力を育成するとともに、ICT活用の教員研修を行い、教員のICT活用指導力の向上を図る。
- 地元専門学校生など地元で育成した人材が地元企業で活用されるために、地域のICTの人材育成の仕組みづくりを促進する。

オ ラジオの難聴取対策

- ラジオについては、特に災害時において情報の入手源としての役割が大きいことから、放送技術の進展や放送事業者との協議も踏まえながら、難聴取地域の解消を図る。

(4) 地域の特性を生かした産業の振興

[施策の方向性]

- 漁業の生産性の向上、島内外における水産物の消費拡大やブルー・ツーリズムの促進等により水産業の振興を図る。
- 森林の整備、木材加工・流通体制の整備等林業の振興を図る。
- 大島紬、奄美黒糖焼酎等地域の資源と伝統を生かした特産品の振興や地域の優位性を活かせる業種等の起業立地など工業の振興を図る。
- 起業化の促進及び産業振興等による雇用機会の拡充を図る。
- 経営の近代化等商業の振興や中小企業の経営革新への取組等の支援を図る。
- 若者の地元就職の促進と働き方改革の推進を図る。
- (独) 奄美群島振興開発基金の業務及び

機能の拡充等により群島金融の円滑化を図る。

ア 水産業

(ア) 沿岸・沖合漁場の整備開発

- 水産資源の維持・増大を図るため、引き続き、魚礁及び浮魚礁を設置し、資源の有効利用と漁場の高度利用を促進するとともに、魚礁・増殖場等の整備を進め、漁業の生産性の向上を図る。

(イ) 漁場環境の保全

- 船舶からの排出油や陸上からの赤土流出による漁場汚染の防止に努めるほか、サンゴ礁周辺の漁場を守るためのオニヒトデの駆除対策等を支援する。

- 魚類養殖業については、県魚類養殖指導指針や持続的養殖生産確保法に基づき漁業協同組合が作成する漁場改善計画により、適正養殖を推進し、漁場環境の保全を図る。

(ウ) 漁港の整備

- 安全な漁業活動を確保するために防波堤や物揚場等の整備を推進し、地域の特性や実情を踏まえながら、水産物の生産・流通等の拠点となる漁港の整備を重点的に推進する。

- 漁港施設の長寿命化対策を計画的に推進するとともに、水産物の生産・流通等の拠点となる漁港において、大規模地震等に備えた施設の強靱化対策を推進し、新鮮な水産物を安全で効率的に供給する体制の整備を図る。

(エ) 漁船漁業の振興

- 漁業資源の有効利用を促進し、漁業生産の向上を図るため、引き続き、漁場及び資源の調査を推進する。

- 沿岸・沖合域の漁場造成や漁港の整備を推進するとともに、浮魚礁の積極的な利用、研修会や技術交流等による新しい漁具・漁法の導入を推進する。

- 瀬物類をはじめとした資源管理の取組を引き続き推進する。

(オ) 栽培漁業の推進

- 種苗生産技術が確立したシラヒゲウニ、ヤコウガイの放流事業化を検討するとともに、ス

ジアラ等の種苗量産技術開発・放流効果調査等を推進し、資源の増大と沿岸漁業者の経営安定を図る。

- 魚介類の餌場や保育場としての機能を持つ藻場を再生するため、南方系ホンダワラ類の藻場造成手法の調査研究を引き続き推進するとともに、沖縄県等と栽培漁業に関する情報交換や技術交流を密にし、効率的な栽培漁業の展開を推進する。

(カ) 海面養殖業の推進

- クロマグロやカンパチ等の魚類、真珠、クルマエビ、藻類養殖業については、引き続きその振興を図る。
- 漁場環境の保全や魚病対策等については、持続的な養殖生産確保法に基づき漁業協同組合が作成する漁場改善計画や県魚類養殖指導指針により、適正養殖を促進する。

(キ) 流通の合理化、消費の拡大

- 島外における消費拡大を図るため、直販施設の整備、高鮮度流通や効率的な出荷体制を構築するための施設等の整備を促進する。
 - 島外出荷については、輸送経費等のハンディキャップを克服するため、輸送コスト支援や流通拠点となる市場への一元集荷の促進及び流通情報の収集機能の強化を図るとともに、地元水産物のブランド化や県外消費地での販売活動を促進する。
 - 沖縄への出荷については、平成28年度から奄美群島振興交付金を活用した水産物流通支援実証事業により、輸送経費削減の支援を行い、生産者の販路拡大、流通の改善・効率化が図られており、今後も更なる出荷拡大のため、事業の継続を検討し、重要な消費地である沖縄への販路拡大等を促進する。
 - 島内消費の拡大を図るため加工展示販売施設の整備や魚食普及活動、地産地消の取組を促進し、地元水産物の供給体制づくりを推進する。
- #### (ク) 水産加工業の振興
- かつお節やウニ、モズク、ヒトエグサ等の加工品、練り製品等の既存加工品に加え、奄美群島の世界自然遺産登録を見据え、観光客等のニーズにも対応した製品づくりを推進する

ため、新たな加工品の商品化に取り組むとともに、大消費地での商談会等への参加など、島外での販路や消費の拡大を図る。

- 地元加工グループ等の資質向上を目的とした加工技術、品質・衛生管理技術の向上を図るための研修会等を実施する。

(ケ) 担い手の確保・育成

- 新たな担い手の確保を図るため、UIターン等の新規就業希望者を対象とした就業相談や研修を実施する。
- 新規就業者等を対象とした漁業研修制度や制度資金の周知・活用、経営改善のために意欲的に取り組む中核的な漁業者グループの育成のほか、漁業士を認定し、漁業士活動を促進する。
- 女性や高齢者の活動を促進し、多様な担い手づくりに取り組む。

(コ) 漁業協同組合の育成強化

- 研修等による役職員の資質の向上や、健全な運営と経営基盤の強化を図るとともに、漁協合併に向けた取組や組合事業の拡充を図る。

(ク) 漁村の生活環境の向上と活性化

- 漁港や漁場の整備と連携しながら、集落道、集落排水施設、防災安全施設等の整備により生活環境の改善を促進する。
- 世界自然遺産登録を見据え、地域水産物の直販施設の整備や体験ツアーの実施等により漁村の活性化を促進する。

イ 林業

(ア) 森林整備の推進

- 公益的機能別施業森林や木材等生産機能維持増進森林の区分ごとに重視すべき森林の機能に応じた森林整備を図る。
- 不用木の除去や密度調整を図る施業を推進するとともに、伐採跡地においては、必要に応じて有用樹種の植栽を推進し、森林資源の充実と森林の公益的機能の確保を図る。
- リュウキュウマツについては、松材移動に対する監視を継続するとともに、重要なマツの保護や被害拡大防止のための伐倒駆除、生活環境保全のための枯損木等の伐倒・除去を図る。

(イ) 林業生産基盤の整備

○自然環境に十分配慮しながら計画的な整備を進めるとともに、地域の要望を踏まえて既設林道の改良・舗装を推進する。

○林道利用者に対しても安全走行の徹底や生態系の保全に対する意識啓発を図る。

(ウ) 木材生産・加工・流通体制の整備

○森林の保全と利用の調和を図りながら、効率的かつ安定的な木材生産体制の整備や建築内装材等への利用拡大を促進する。

○奄美大島流域森林・林業活性化センターや地域の林業関係者と連携し、自然環境の保全に配慮した適切な伐採方法や技術の普及定着を図る。

○島外に出荷するチップ等の輸送費の軽減を図るとともに、生産性の高い事業体の育成や木材加工技術者の育成、製品の開発、公共施設等への利用拡大、かごしま緑の工務店の活動支援、群島外への市場開拓等の取組を通じて、奄美産材の生産・加工・流通体制の整備を促進する。

○家畜敷料等としての木質バイオマス利用を促進する。

(エ) 特用林産物の振興

○しいたけ、たけのこをはじめ、ソテツ、きくらげなど地域特性を生かした特用林産物の産地づくりを進め、林家等の所得向上と地域林業の活性化を図る。

(オ) 担い手の確保・育成

○林業技術研修制度の活用促進や現地における技術検討会の実施等により、林業就業者等を育成し、将来的に安定した労働力の確保を図る。

○林業事業体の経営合理化による労働環境の改善や労働災害防止対策の徹底を図ることにより、林業就業者の定着を促進する。

○森林組合については、広域合併を実現し、組織体制の充実強化を図ることにより、経営の安定や生産性の向上、労働力の確保等を促進する。

(カ) 森林とのふれあいの推進

○森林の適正な整備・保全を図るとともに、体験学習等の支援体制を整備し、森林環境教育

や地域住民等の憩いの場等としての利用を促進する。

(キ) 森林資源の循環利用及び保全に関する調査研究

○奄美地域の森林資源の有効活用を図るため、資源の循環利用や自然環境に配慮した森林施業に関する調査研究を推進する。

ウ 商工業

(ア) 工業

a 特産品

(a) 大島紬

○新柄や若い世代が購入しやすい商品の開発を進めるとともに、試着体験や子供たちの体験学習の実施等により、大島紬に親しむ機会を増やし、新たな需要開拓を図る。

○現代のライフスタイルに合ったハイセンスな商品開発や販路を開拓するため、国内外の展示会等への出展やセミナー及びバイヤーの招へいなどの取組を推進し、ブランド化を図る。

○県工業技術センターにおいては、研究成果の普及や技術支援を通じ、商品づくりを支援する。

○ICT等を活用して、産地自らが小売業者や消費者に直接販売する取組を支援し、販路の拡大を図る。

○大島紬後継者育成施設との連携を図り、人材の確保・育成を図るとともに、低金利融資などの支援により、経営の安定化を図る。

(b) 奄美黒糖焼酎

○地域団体商標を活用したブランド化や国内外市場での認知度向上、販路拡大を図るため、各種メディアの活用やトップセールス、プロモーション活動等の取組を支援する。

○若者や女性、海外向けなど、ターゲットを絞った商品開発や島内産黒糖使用による付加価値の高い商品など、多様な商品の展開や効果的な販売戦略の構築に向けた取組を支援するとともに、焼酎蒸留液の農地還元以外の処理システムの確立及

び有効活用に向けた取組を促進する。

- 鹿児島大学等と連携し、県工業技術センターによる技術支援を通じて焼酎の製造技術の高度化や焼酎産業を担う高度な知識と技術を持つ人材の育成を図る。

(c) その他の特産品

- 新たな商品の開発や商品の改良を促進するとともに、物産展や商談会等による販路拡大を支援する。
- 地元市町村において、農商工等の連携による特産品の開発等の取組を図る。

b 企業立地

- かごしま製造業振興方針（平成28年3月改訂）に基づき、財政支援、環境整備、販売促進支援、人材確保・育成支援、技術支援等を行うとともに、奄美地域の優位性を生かせる業種、またはハンディキャップの克服が可能な業種の企業立地の促進を図る。
- 奄美地域の強みである地域資源を活用した地元企業による新たな事業展開や新事業の創出などを促進する。

(イ) 商業

- 中小企業振興資金等を活用するなどして、商店経営の近代化・合理化を図る。
- 奄美市の中心市街地においては、平成29年3月に国の認定を受けた中心市街地活性化基本計画に基づく各種事業の実施や、各個店の魅力アップにより、質の高い魅力的な商店街づくりを図り、中心市街地活性化の取組を促進するほか、他の地域においては、地域と一体となった魅力ある商店、商店街づくりを促進する。
- 観光客のための商店、商店街づくりや、観光産業とも連携した特産品の開発と販売を促進する。

(ウ) 中小企業

- 社会経済の変化に対応した新事業の創出やIoT・AI等を活用した生産性向上等を促進するとともに、意欲ある中小企業者の経営革新への取組等を支援するため、(公財)かごしま産業支援センターにおいて、多様なニーズに対応した情報の提供や経営診断・助言・ICT活用の促進等の各種支援を行うとともに、他

の支援機関・団体との連携体制の充実・強化を図る。

- 中小企業者の経営革新等に向けての自助努力を支援するため、関係団体における指導事業の充実や人材育成のための研修会の開催など事業活動の促進を図る。
- 中小企業者の創業・事業再生・事業承継への支援については、県中小企業融資制度や各種支援制度の活用を促進する。

(エ) 起業支援

- 新たな雇用の創出や地域活性化を図るため、創業または事業拡大を行う場合などの設備投資資金、運転資金に対する支援を行うとともに、関係機関の連携による総合的な支援体制の充実・強化を図り、地域における起業を促進する。
- 中小製造業者に対しては、創業や新分野への進出、規模拡大を目指すための研究開発や設備投資等の取組を支援する。
- 若者や女性等による新たな視点からの起業を促進するとともに、県工業技術センターによる地域資源の高度利用に関する研究を推進し、地域企業への移転・実用化を進めるなど、商品開発等の取組を支援することにより、起業化や新分野展開への取組を促進する。
- 情報通信産業については、地理的制約を受けにくいことから、起業化や新事業創出を進めるための拠点施設の活用や人材育成の取組の促進を図る。

エ 雇用、ワークライフバランス

- 地域の特性を生かした地場産業の育成による地域経済の振興発展を図ることにより、雇用の創出に努めるとともに、ワークライフバランスの推進を図る。
- 企業の人材確保の促進、立地環境の整備及び企業立地優遇制度の拡充などにより、企業立地の促進を図るとともに、地域の特性及び地元の創意を生かした産業の発展を支援する。
- 高度なICT利活用能力を有する人材の育成を促進し、各種産業の立地促進や地元企業の育成、競争力の向上を図る。
- 各地域の「強み」である地域産業資源を活用した新たな事業展開や新事業の創出などを促

進することにより、雇用拡大をはじめとする地域経済の振興発展を図るとともに、中小企業経営革新支援制度や県中小企業融資制度の活用により、経営革新等へ向けた取組を支援する。

- (公財) かがしま産業支援センター等、地域の産業支援機関との連携を進め、起業化や新事業の創出に向けた総合的な支援体制の充実強化を図るとともに、県工業技術センター等による地域資源の高度利用に関する研究を推進し、開発した技術の普及を図ることなどにより、島内の豊かな地域資源を生かした起業化や新分野展開への取組を促進する。
- 地域雇用開発促進法に基づく地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）や実践型地域雇用創造事業等の活用により、雇用機会の拡充等に向けた取組を積極的に推進するとともに、多様化している企業のニーズに対応した職業能力開発施策を展開する。
- 農業における雇用の確保については、農業経営の法人化や多角化、企業等の農業参入など農業経営者の経営基盤の強化を促進するとともに、就農前研修に対する農業次世代人材投資資金の交付などに取り組む。
- 水産業・林業における雇用の確保については、就業希望者への就業相談や研修を行うほか、新規就業者を対象とした技術研修等の実施により、新たな担い手の確保・育成を図る。
- 医療・福祉・介護事業における雇用の確保については、地域医療を担う人材や、介護・福祉ニーズに的確に対応できるよう緊急かつ重点的な人材の育成・確保に取り組むとともに、要援護高齢者への多様なサービス基盤の確保、民間事業者への事業支援、介護労働者の能力開発の支援、介護労働者の雇用管理の改善を推進することで雇用確保を図る。
- 若年層やUIターン者の地元・県内就職を促進するため、県内企業の魅力向上や情報発信に努めるとともに、誰もが柔軟で多様な働き方ができるよう、良好な雇用環境の整備や仕事と子育て・介護等が両立できる環境づくりなどの「働き方改革」の推進に取り組む。

オ 金融の円滑化

(ア) 群島金融

- 奄美基金、日本政策金融公庫、民間金融機関がそれぞれの役割・機能を十分に発揮するとともに制度資金等の円滑な融通を行うなど、事業者の資金需要に応じていくことにより産業の振興を図る。
- 災害等への対応として、金融機関等に被災者に対する返済条件の緩和等、個々の実情に応じた対応を促すとともに、被災事業者に対する各種制度の積極的な活用を促進する。
- (イ) 奄美基金
 - 群島経済の自立的発展に向けて、第1次産業から第3次産業までの幅広い多様な資金需要に対応し、かつ、効率的な資金措置を実施するため、融資から保証業務までワンストップで行う地域の政策金融機関としての業務及び機能の充実を図る。
 - 地域に密着し地元の経済事情及び金融事情に精通した、きめ細かな対応のできる政策金融機関として、奄美基金の業務の一層の周知、起業者を含めた新規資金需要の掘り起こし、経営・再生支援、コンサルティング機能の強化、民間金融機関との協調等による事業者の育成及び自立化支援等を実施する。
 - 奄美群島の特性を生かして成長が期待される農業、観光、情報通信などの分野における起業に際し、一層の支援を行うため貸付限度額、金利等の貸付条件の改善など、群島の産業特性及び群島内事業者の資金需要等を勘案した貸付条件の設定を図る。
 - 地元市町村の諸課題に対する重点施策、例えば民泊や農業の大規模化への対応などに、県、市町村と奄美基金が連携し、事業者を支援するための金融支援制度を整備するなど、一層の地元への貢献度を高める。
 - 各市町村において、今後、人口の著しい減少を食い止めるためには、産業を振興し、雇用を拡大し、定住を図っていくことが不可欠であるため、奄美基金において、各市町村が行う施策を積極的に支援するような新事業創出に係る出資ができないか検討する。

2 移住・交流の促進

[施策の方向性]

- 移住相談から定着まで一貫したサポート体制の充実や空き家の活用等による住居の確保など、移住者を受け入れやすい環境づくりを促進する。
- 移住に必要な情報を全国に向け情報発信し、奄美群島への移住促進を図る。

- 移住に関する情報を集約し、相談窓口における情報提供の充実を図るとともに、地域の実態に応じたきめ細やかな支援を行い、移住相談から定着までの一貫したサポート体制の充実を図る。
- 集落の活性化を図るとともに、移住者が地域コミュニティの中に溶け込むことを促進するほか、仕事をしやすい環境づくりの促進や地元住民やNPOと連携した空き家の活用等による住居の確保を図る。
- 奄美らしい暮らし方、働き方等について、群島内市町村が連携し、一体となった情報発信等を促進する。

第2節 世界自然遺産登録などを生かした交流拡大のための方策

1 世界自然遺産登録を見据えた施策の展開

[施策の方向性]

- 「奄美群島自然共生プラン」に基づき人と自然の共生ネットワークの形成を図る。
- 「奄美群島持続的観光マスタープラン」に基づき、利用ルールの策定、施設整備、持続的な観光利用に向けた取組等を実施する。
- 世界自然遺産としての価値の維持、自然環境の保全と利用の両立、地域の気運醸成等の取組を推進する。

- 奄美群島の多様な自然と人との共生を目指した地域づくりの指針である、「奄美群島自然

共生プラン(平成15年9月策定)」に基づき「共生への転換」、「地域多様性への転換」、「地域主体性への転換」の3つの転換を基本的な理念とし、人と自然の共生ネットワークの形成を図る。

- 平成27年度に策定した「奄美群島持続的観光マスタープラン」に基づき、過剰利用による悪影響を防ぐための利用ルールの策定、奄美自然観察の森の再整備などの施設整備、持続的な観光利用に向けた取組等を実施するための関係機関との協議検討やモデル事業等を実施する。
- 国立公園における保護の課題や提供すべきサービス等について総合的に検討し、自然環境の保全、利用施設の整備及び維持管理、利用者サービスの提供等の地域の関係者が分担して実施すべき具体的な取組内容及び役割分担について国が整理する管理運営計画の作成を促進する。
- 世界自然遺産推薦地としての価値が損なわれることのないよう、希少種の保護対策やモニタリング調査を行うなど多様な自然の生態系を把握、保全するための取組を進める。
- アマミノクロウサギ等のロードキル(交通事故)や希少種の盗採等への対策の推進や、外来種の対策としてマングース・ノヤギ・オオキンケイギク等の駆除を行うほか、ノイヌ・ノネコ等の対策として、飼養動物の適切な飼育管理の徹底を促進するとともに、捕獲等を含めた体制整備を進める。
- 平成29年2月に策定した「奄美群島エコツーリズム全体構想」に基づき奄美群島エコツーリズム推進協議会による認定エコツアーガイドの育成やツアーの受入体制の整備等を進める。
- 世界自然遺産推薦地としての価値の維持の重要性などについて、地域住民の理解と協力を得て、群島が一体となった世界自然遺産登録を見据えた取組を推進するとともに、屋久島など他の世界自然遺産登録地と連携して、登録による成果と保全管理上の課題、持続可能な利用の取組、地域社会が果たす役割等を紹介するセミナー等を開催し、地域の気運の醸

成を図る。

2 群島内外との交流促進

[施策の方向性]

- 群島内の島々を結ぶ周遊型観光の促進や農林水産業等の技術交流など、各分野における群島内の交流・連携の促進を図る。
- 世界自然遺産の屋久島との交流促進や県内の世界文化遺産を生かした交流促進を図る。
- 沖縄県との友好を深める取組や産業連携を進め、官民あげた交流・連携を促進する。
- グローバル化社会の進展に対応するため、青少年による国際交流事業を促進し人材育成を図るとともに、外国人住民の地域社会参画を促進する多文化共生の取組を推進する。

(1) 群島内外との交流促進

- 世界自然遺産登録を見据え、グリーン・ツーリズムやエコツーリズムなど体験・滞在型観光の促進、タラソテラピーなどの資源を活用した癒しと健康にあふれる観光地づくり、スポーツ合宿等の誘致、オフシーズンの入り込み増を図るための助成制度等により、国内外の地域との通年的な交流促進を図る。
- 群島内の島々を結ぶ周遊型観光の促進や農林水産業等の技術交流など、各分野における群島内の交流・連携の促進を図る。
- 奄美が世界遺産登録された場合、国内に複数の世界自然遺産登録地がある唯一の都道府県となるメリットを生かし、屋久島との交流を促進する。
加えて、県内の世界文化遺産を生かした交流促進を図る。
- 奄美群島出身者の集まりである郷友会などとの連携を図る。

(2) 沖縄県との交流

- 沖縄県との交流を促進するため、航空路・航路など両地域間の交通や情報通信ネットワークの整備等の交流・連携の基盤づくりを促進

するとともに、それぞれの地域の特色のある観光拠点を結んだ観光ネットワークの形成や固有の歴史民俗・伝統芸能を通じた歴史文化交流、亜熱帯性等の気候を生かした農林水産業等の技術交流等を積極的に展開する。

- 特に、奄美・やんばる広域圏交流推進協議会を中心に、両地域のさらなる友好を深める取組や産業連携を進め、地域の主体的な取組による官民あげた交流・連携を促進する。

(3) 国際交流

- 奄美の持つ多彩な魅力を積極的に海外へ情報発信するとともに、様々な交流活動を展開し、交流人口の増加を図る。特に、経済発展・人口増加が期待され、地理的・歴史的にも関係が深いアジア地域との交流を一層促進する。
- グローバル化社会の進展に対応するため、青少年による国際交流事業を促進し人材育成を図るとともに、今後増加が予想される外国人住民の地域社会参画を促進する多文化共生の取組を推進する。

第3節 滞在型・着地型観光を促進するための方策

[施策の方向性]

- 多様で豊かな自然や個性的な伝統・文化などの観光資源を活用した施策の展開を図る。
- 世界自然遺産登録を見据え、保護と利用の両立に配慮した持続的な観光を推進する。
- 奄美の自然・食などを生かした新たな旅行商品の造成を支援する。
- スポーツコミッションの立ち上げとスポーツ合宿の誘致を促進し、交流人口の拡大を図る。
- 奄美の魅力ある地域資源を活用し、多彩な体験・滞在型観光を推進する。
- 顧客需要を意識したマーケティング戦略を推進し、奄美のブランド化を図る。
- 観光ルートづくりやガイドの育成・確保等受入体制を整備する。
- 新たな観光ニーズにも対応した質の高い

施設整備や、おもてなしを身近に体験できる民泊施設の整備を促進する。

- 奄美群島へのアクセス改善等観光交通体系を整備する。
- 移動コストの軽減により群島内外の相互交流を促進する。
- 世界自然遺産を生かしたクルーズ商品の構築を促進する。
- 奄美大島へのLCC就航等による交流人口の拡大を生かし、群島や沖縄間の交通の利便性向上を図りながら、世界自然遺産登録の効果を群島全体へ波及させる取組を推進する。
- ICTの活用等により魅力ある観光情報の発信を図る。
- 地域産業と連携した、奄美の「食」の提供や体験型観光等を推進する。
- 奄美固有の自然や歴史、文化等を伝承・活用する活動を促進する。

な気候と、群島各地のスポーツ施設を生かし、国内外からの誘致を促進するとともに、多様な主体が参加するスポーツコミッション※の立ち上げも視野に、奄美群島におけるスポーツツーリズムを促進する。

- 海洋レクリエーションや、島唄、八月踊り、六調などの魅力ある地域資源を生かした体験学習や沖縄等との連携等の充実を図りながら、教育旅行の誘致を促進する。
- 奄美の健康・長寿・癒しに関する豊かなウェルネス素材※を有効に活用し、スローライフやスローフードを体験できる様々なプログラムの充実を図りながら、体験プログラムを集積した「あまみシマ博覧会」を実施するとともに、旅行商品化に向けた磨き上げなど、奄美らしい多彩な体験ができる滞在型・着地型観光プログラムづくりを促進する。
- 観光施策の展開にあたっては、市場の顧客需要を意識したマーケティング戦略の観点から効果的なポイントシステムやそれに付随するサービスのクーポン化、旅行商品の開発などを促進する。

1 地域資源を生かした観光施策の展開

(1) 観光資源の活用

- 世界自然遺産登録を見据え、保護と利用の両立に配慮した持続的な観光を推進する。
- 特徴ある自然や文化の魅力を再認識し、これら地域資源を奄美の「宝」として保存・活用するために、「奄美遺産」のようにストーリー性をもって有形・無形の文化的資源を関連づける取組を促進する。
- エコツーリズムについては、質の高いエコツアー等を促進するとともに、世界自然遺産登録の効果を群島各島へ波及させるため、世界自然遺産奄美トレイルの設定を推進する。
- 奄美のゆったりと時を過ごせる空間、健康増進・癒し効果が検証されたタラソセラピー、島唄・八月踊りや長寿食材などの資源や魅力を活用し、癒しと健康を求めて島外の人が訪れ、移り住みたくするためのPR活動を促進する。
- 奄美の自然・食などを生かした新たな旅行商品の造成を支援する。
- スポーツキャンプや合宿等については、温暖

※ スポーツコミッション：スポーツと、景観・環境・文化などの地域資源を掛け合わせ、戦略的に活用することで、まちづくりや地域活性化につなげる取組やそれにかかわる団体。例えば、スポーツへの参加や観戦を目的とした旅行や、スポーツと観光を組み合わせた取組である「スポーツツーリズム」など。

※ ウェルネス素材：健康・癒し・長寿に役立つ良質な地域資源

(2) 観光施設等の受入体制の整備

- 奄美パーク・田中一村記念美術館を群島全体の観光拠点として位置付け、黒潮の森マングローブパークなど群島各地の様々な観光施設等との連携強化を図り、周遊性のある観光ルートづくりを促進する。
- 外国人観光客の増加も見据えながら、外国語併記の観光案内標識等の設置や街並み整備、沿道の植栽等やトイレ、休憩所等の施設整備を図るとともに、インターネット等を活用した観光地間の交通アクセスの情報発信など利便性の向上に努める。
- 観光施設等においては、高齢者や障害者ほも

とより、観光客が安全かつ快適に観光を楽しむことができるようにバリアフリー化を促進する。

- 島唄や八月踊り、六調、闘牛等の伝統・文化を気軽に楽しめるような施設の整備を促進するとともに、鶏飯や豚骨、山羊料理等の伝統的な奄美特有の料理が味わえる施設や、奄美の特色ある食材等を使った特産品等の加工体験施設の整備を促進する。
- スポーツ施設等については、国内外のトップアスリート等のスポーツ合宿にも対応できるような質の高い環境を提供するための整備・充実を促進する。
- 宿泊施設については、民間活力の導入を図りながら、新たな観光ニーズにも対応した質の高い施設や奄美ならではのおもてなしを身近に体験できる民泊施設等の整備を促進する。
- 「奄美らしさ」を体験してもらうためには、民泊が有効な手段であることから、施設整備の在り方に加え、受入側向け制度説明会の開催、地域推進組織への支援について検討する。
- ホスピタリティあふれるサービス提供体制づくり、観光案内機能の充実、地域資源を観光客に紹介する島コーディネーター、観光ガイド、インストラクター、地域通訳案内士等の人材の育成・確保を図る。
- マリンスポーツや大島紬の泥染め体験など特色ある体験・滞在型観光プログラムを一元的に提供するイベント（例：あまみシマ博覧会）の充実など、観光客の受入体制の整備・強化を図り、訪れる誰もが奄美の観光を満喫することにより、リピーターの確保につなげる。

(3) 観光交通体系の整備

- 奄美群島へのアクセスを改善するとともに、空港・港湾等の交通拠点の整備を促進する。
- 航空路線については、県管理空港の着陸料軽減や運航費補助などにより、その維持・確保を図るとともに、鹿児島、東京、大阪、那覇等を結ぶ路線において、「奄美群島振興交付金」を活用し、観光客等に対する航空運賃の軽減を実施することで、奄美群島における交流人口拡大を図ってきたところであり、引き続き、路線の維持・確保を図りつつ更なる交

流人口拡大に向けた施策を検討する。

- 群島内空港におけるチャーター便運航へ引き続き支援を行うとともに、チャーター便運航に必要な施設整備を促進する。
- 外国人観光客増を視野に入れ、国際チャーター便の群島内空港への就航促進に向けた取組の検討を行う。
- 奄美群島の誘客促進及び地域産業の振興を図るため、奄美空港旅客ターミナル内に整備した観光情報発信のためのスペースを有効活用し、観光客が求める着地型観光メニューの開発支援や試作販売を通じた商品改善等の市場調査を実施するとともに、WEBサイトの機能強化を図り島外への効果的な情報発信を行う。
- 航路については、観光客の交通手段でもある定期航路の維持・確保を図るとともに、群島内の島々を観光船等で周遊できるクルージングネットワークの形成を図る。
また、鹿児島～奄美群島各島～沖縄間を結ぶ航路では、「奄美群島振興交付金」を活用し、観光客等に対する航路運賃の軽減を実施することで、奄美群島における交流人口拡大を図ってきたところであり、引き続き、更なる交流人口の拡大に向けた施策を検討する。
- クルーズ船や定期船による観光交流を振興するために既存施設の有効活用を含めた受入環境の整備を図る。特に、国内外からのクルーズ船の誘致については、世界自然遺産を生かしたクルーズ商品の構築を促進する。
- 道路交通については、各島の主要観光ルートとなる縦貫・循環道路等の整備を推進するとともに、休憩展望等のための駐車場や公衆トイレ等を整備するほか、奄美らしい景観が保全されるよう路傍植栽等の管理を図る。
- 観光客の利便性の向上や島内の周遊性を高めるため、定期観光バスや観光タクシー等の整備・充実について各島内の関係事業者等による検討を促す。
- LCC就航等による交流人口の拡大を生かし、群島や沖縄間の交通の利便性を図るとともに、「奄美群島アイランドホッピング検討事業」の結果も踏まえ、世界自然遺産登録の効

果を群島全体へ波及させる取組を推進する。

(4) 魅力ある観光情報の発信

- 「癒しの空間」としてのイメージを定着させられるような情報発信を戦略的に展開するとともに、個性的で多様な地域資源を基本とした高いメッセージ性を有する奄美の観光ブランドの形成、定着化を図る。
- 奄美パークを群島全体の観光・情報発信拠点として位置付け、来訪客へ世界自然遺産の価値をガイダンス的に伝えるため、展示リニューアルを行い、他の地域には見られない奄美の特性を踏まえたイメージアップを図る。
- (一社)奄美群島観光物産協会のホームページのポータル機能強化を図るなど、多様な情報発信の機能の整備に努めるとともに、SNS等のソーシャルメディアやこれからのICT(情報通信技術)を積極的に活用し、国内外へ奄美の魅力ある情報の積極的な発信に努める。
- (一社)奄美群島観光物産協会等と連携し、首都圏等での観光展や旅行会社等へのセールスの実施、旅行会社等の招請、航空会社や旅行会社とタイアップした周遊ツアーや沖縄等と組み合わせた広域的な旅行商品の造成支援等を進める。

(5) 地域産業との連携

- 地域の農林水産業と飲食、宿泊業等の観光業界との連携による地元食材や食文化を生かした奄美の「食」の提供やPRを促進する。
- 農林水産業や大島紬等の特産品など地域産業と連携し、多彩な体験プログラムの提供等による体験型観光の推進や、奄美の自然、文化等を生かしたブランド化の推進を図るとともに、特産品、土産品の開発・提供やPRを促進する。

(6) アジアをはじめとする外国からの観光客を視野に入れた観光施策の推進

- 中国等の東アジアを中心とする海外からの観光客を視野に入れ、中国人観光客向けの数次ビザを利用した沖縄経由のルート形成、国際チャーター便やクルーズ船を利用した海外からのツアー造成等に向けた誘致セールスなど誘客促進を図る。

- 多言語によるインターネット等での情報発信や外国語併記の観光案内標識等の設置を進めるとともに、クルーズ船の寄港や国際チャーター便運航に係るCIQ要員の円滑な配置など、海外との交流促進のための環境整備を図る。

2 愛着を育む地域文化の継承、創造

- 優れた芸術文化や奄美固有の伝統・文化にじかにふれる機会を創出し、各種文化施設の積極的活用や島口、島唄大会等のイベントの充実を図るとともに、個性ある魅力的な地域づくりを図るため、地域固有の文化の再発見を促進する。
- 学校教育や生涯学習の場で、伝統・文化の保存・伝承を促進するとともに、奄美固有の自然や歴史、文化等を伝承・活用する活動を促進する。
- 社会教育の場において、関係機関や団体等との連携により、島唄や八月踊りなどの伝統・文化の保存・伝承を促進する。
- 地域文化の地域住民への普及促進及び有識者による地元学・地域学の展開を図る。
- 天然記念物の保護・管理や史跡の整備を促進するなど、地域の文化財等の保存・活用及び愛護思想の普及高揚を図る。
- 奄美群島の地域文化や自然環境が本県の財産であることを深く認識するため、鹿児島県本土などの小中学校の児童・生徒による奄美群島への教育旅行の実施を促す。

第4節 奄美群島が抱える条件不利性の改善

[施策の方向性]

- 航路・航空路運賃及び農林水産物を出荷する際の輸送コストの軽減を継続するとともに、事業の充実・拡大及び利用促進を検討する。
- 加工品の輸送コスト及び農林水産物の生産資材等の移入に係る輸送コストの軽減を検討する。
- 本土との格差が生じている物価格差の縮小を図る。

- 加計呂麻島，請島，与路島の島外車検に伴う車両航送費の支援措置の実現に向けて取り組む。
- 空港，港湾，道路等交通基盤の整備及び既存施設の老朽化対策を推進する。
- 近年の記録的な集中豪雨や台風被害を踏まえ，防災及び国土保全施策を推進する。

1 運賃・輸送コストの軽減

- 航空運賃の軽減は，奄美群島の住民の生活利便性の向上や観光の振興等を図るために重要な課題であることから，「奄美群島振興交付金」を活用し，離島住民割引制度の拡充を図ったところである。引き続き，条件不利性解消の観点から，航路も含めた運賃軽減を継続するとともに，運賃軽減の拡充を検討する。
- 農林水産物の島外移出に係る海上輸送費等の軽減については，引き続き事業を実施することにより条件不利性の改善を図るとともに，出荷団体が作成する生産振興計画に対して適切な助言・指導，その他必要な支援措置を講じ，地元生産者の生産性向上や雇用の拡充，人材の育成を促進する。
- 輸送コストの軽減については，これまで対象としていなかった加工品を含めた輸送コストや農林水産物の生産資材等の移入に係る輸送コストに対する支援の実施など，事業の充実・拡大について検討する。

2 生活又は事業活動に必要な物資の費用負担の軽減

- ガソリン価格については，既存の軽減措置があるものの，まだ本土に比べて割高であり，日常生活や産業振興等に大きな影響を与えていることから，揮発油税等の軽減などによる価格引き下げが図られるよう取り組む。
さらに，本土との地域格差を縮小する観点から，消費税の負担軽減について検討する必要がある。
- 加計呂麻島，請島，与路島の島外車検に伴う車両航送費の負担軽減を図るための支援措置の実現に向けて取り組む。

3 交通基盤の整備

(1) 航空交通

ア 空港の整備

- 航空機の安全運航の確保及び航空輸送需要の動向に対応した空港施設の更新・改良とともに，観光客に対する奄美ならではの歓迎ムードを醸成するための体制整備に努める。また，喜界・沖永良部・与論空港における旅客・貨物制限については解消を図る。

イ 航空路線の整備

- 国や航空会社と連携しながら，鹿児島，東京，大阪，沖縄等の各空港及び各島間の路線の維持・充実を図り，運賃軽減を継続するとともに，運賃軽減の拡充を検討する。また，国に対しても，財政支援措置の拡充など，離島航空路線の安定的な運航を確保するための支援策等の維持・充実を図るよう，働きかける。

(2) 海上交通

ア 港湾等の整備

- 亀徳港等の定期船主要港においては，港内静穏度を向上させるための防波堤を整備し，就航率を向上させることで，補完港利用に伴う利用者や貨物等の移動コスト等の削減を図る。
- 定期船港湾においては，岸壁エプロンや防舷材等の定期的な補修を進めるとともに，港湾施設の老朽化対策を推進する。
- 多くのクルーズ船を受け入れられるように既存施設の有効活用も含めた受入環境の整備を図る。

イ 航路の整備

- 航路は，住民の生活や産業活動にとって極めて重要な交通手段となっていることから，引き続き，運営費補助等を行うなど，国や航路事業者と連携しながら，その維持・充実を図り，運賃軽減を継続するとともに，運賃軽減の拡充を検討する。

(3) 陸上交通

ア 道路等の整備

- 空港・港湾とのアクセス向上や地域間の交流を促進するため，各島内を縦貫・循環する道路の整備や防災対策，老朽化対策を推

進する。

- バス路線など生活道路の整備を進めるとともに、自然環境との調和を図りながら、地域住民の利便性・安全性・快適性に配慮した道路整備を計画的に進める。
- 市町村道の整備については、引き続きバス路線や生活路線等となっている市町村道の重点的な整備を図るとともに、災害に強い道路づくりを進めていく上で、交通の途絶が予想される箇所の防災対策を優先的に進める。また、橋梁などの既存施設の老朽化対策の推進を図る。

イ 路線バス等

- 地元市町村と連携して、バス事業者の生産性向上の取組等を促進するとともに、地域間幹線系統や廃止路線代替バスの路線維持を図る。また、コミュニティバスやデマンド型交通など、各地域の実情に合わせた多様な運行形態への転換を促進する。

4 防災及び国土保全

(1) 消防防災の充実

ア 消防

- 県消防・防災ヘリコプターの活用を含め、常備消防体制の充実・強化を図るとともに、消防ポンプ自動車やはしご自動車等の資機材の整備や、防火水槽等の消防水利施設の整備を促進するほか、高規格救急自動車の導入や救急救命士の養成及び資質向上並びに処置範囲の拡大を図る。
- 災害時における集落の孤立化に対応するため、消防団活動の活性化や救助資機材等の充実及び県消防・防災ヘリコプターと関係機関との相互応援体制の充実を図る。
- 住宅用火災警報器の設置及び定期的な維持管理を促進するなど住民の防火意識の啓発を図る。

イ 防災

- 集中豪雨や台風、地震・津波等による災害の未然防止を図るため、避難所の指定や各種施設の総合的な整備を推進する。
- 平成22、23年の奄美豪雨災害をはじめとするこれまでの多くの災害を踏まえ、奄美群

島防災関連施設整備事業による避難施設の機能強化、通信設備の整備などの防災対策を推進する。

- 住民や防災関係機関等への迅速・的確な気象・河川・土砂災害等の情報提供体制の整備や、災害危険箇所の掌握点検・周知徹底に努めるとともに、避難行動要支援者の推進や自主防災組織の育成など、地域防災対策の強化を図る。
- 災害時における相互応援体制の確立やボランティア活動の促進を図るほか、県消防・防災ヘリコプターやドクターヘリを活用した迅速な応急対策の推進や災害時救急医療体制の整備など災害支援体制の充実を図る。

(2) 治山対策の推進

- 自然環境や生態系等に配慮した復旧治山事業や予防治山事業等の治山対策を推進し、荒廃山地の早期復旧と山地災害の未然防止策を講じるとともに、既存施設の点検・補修等を図る。また、山地防災ヘルパー等を活用した危険地区の地元住民への周知などハード・ソフトが連携した防災対策を推進する。
- 自然環境及び生態系等にも配慮して、海岸防災林の計画的な造成・整備を図る。
- 防災林の適切な維持管理に努めるとともに、施設点検や補修等の実施による老朽化対策の推進を図る。
- 自然環境及び生態系等にも配慮して、保安林改良事業や保育事業を積極的に推進するとともに、公益的機能の発揮が要請される森林については、保安林指定を推進する。

(3) 治水対策の推進

ア 河川

- 自然環境及び生態系等に特に配慮しながら、河川の氾濫等による浸水被害の軽減や再度災害防止を図るとともに、既存施設の老朽化対策の推進を図る。
- 平成22、23年度の豪雨により甚大な浸水被害が発生した住用川等については、重点的な河川整備の推進を図るとともに、準用河川についても、引き続き整備を促進する。

イ 通常砂防

- 土石流危険渓流の防災対策を基本に、要配慮者利用施設への土砂災害を防止する堰堤等の施設整備を積極的に推進するほか、土砂災害防止法に基づく警戒避難体制の整備等のソフト対策を推進する。
- 施設整備に当たっては、県溪流環境整備計画に基づき、奄美の豊かな自然環境及び生態系等に配慮し、渓流を遮断しないスリットタイプの堰堤等を整備するとともに、既存施設の老朽化対策を推進する。

ウ 地すべり対策

- 人家、公共施設、耕地等に甚大な被害を及ぼすことが予想される地域においては、自然環境や生態系等にも配慮して、地すべり防止施設等の整備を進めるとともに、既存施設の老朽化対策を推進する。
- 土砂災害防止法に基づく警戒避難体制の整備等のソフト対策を推進する。

エ 急傾斜地崩壊対策

- 土砂災害が起りやすい地域において、急傾斜地崩壊防止施設の整備を推進し、要配慮者利用施設等の保全を重点的に行うとともに、既存施設の老朽化対策を推進する。
- 土砂災害防止法に基づく警戒避難体制の整備等のソフト対策を推進する。

(4) 海岸保全の推進

- 高潮や津波等による災害を防止するため、海岸保全施設の整備及び既存施設の老朽化対策を推進する。

(5) 港湾整備の推進

- 大規模地震発生後の海上交通ルートによる避難・救助・復旧作業等に対応するために、重要港湾の名瀬港において、防災拠点ともなる緑地等の整備を進めるとともに、同港における老朽化した既存岸壁の改良など、奄美群島全体における港湾施設の老朽化対策を推進する。

第5節 奄美群島の生活基盤の確保・充実

[施策の方向性]

- 離島の妊婦健診・出産、不妊治療の受診に対する支援など保健医療施策を推進する。
- 高齢者等の状況に応じ、医療・介護サービスが包括的・継続的に提供される地域包括ケアシステムの推進など地域福祉を充実する。
- 定住の促進に資する地域人材の育成のため、地元指導者の確保、指導者のスキル向上に必要な知識などを取得できる機会の提供や環境整備などを促進する。
- UIターン者等が働きやすい環境整備を促進するとともに、伝統・文化や産業を支える人材の確保・育成に資する各種研修制度などについて検討する。
- 上下水道、区画整理、公営住宅、交通安全施設など、生活環境を整備する。
- 小規模貯留施設等の整備及び老朽化したダムやため池等の補修・改修を計画的に推進し、水資源の安定確保を図る。
- 地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入促進等、資源・エネルギー施策の推進を図る。

1 保健医療福祉

(1) 保健医療

ア 健康づくりの推進

- 「健康かごしま21」に基づき、健康寿命の延伸と生活の質（QOL）の向上を目指して、子どもから高齢者に至るまでの生涯を通じた総合的な健康づくりを進める。
- 「かごしま子ども未来プラン2015」（県次世代育成支援対策行動計画（平成28年3月策定））に基づき、安心して妊娠・出産ができる環境整備を推進するとともに、常駐の産科医のいない離島の妊婦の健診・出産や特定不妊治療の受診に対する支援など、母子保健対策の充実を図る。
- 生活習慣病の予防に重点をおき、住民の主

- 体的な健康づくりを支援するとともに、市町村等各保険者による特定健康診査・特定保健指導、健康増進法に基づく検診や健康教育、さらに、介護保険法による生活機能評価など一体的な取組を促進する。
- ライフステージや生活の場に応じた、こころの健康の保持・増進に努め、地域ぐるみの自殺対策を推進する。
 - 生涯を通じた歯科口腔保健の観点に立った健康教育や保健指導、歯周病検診及び高齢期の口腔ケア等の効果的な歯科口腔保健対策を積極的に推進する。
 - 結核の定期健康診断の受診徹底と検診未実施事業所の解消を図るとともに、BCG接種の意義・効果について、広く住民に普及啓発し、接種の機会の拡大を徹底し、接種率の向上を図る。患者管理の徹底については、患者の治療開始から終了までの支援計画を作成し、完全治療を図る。
- イ 保健医療体制の総合的な整備
- 名瀬・徳之島両保健所の広域的、専門的及び技術的機能を強化し、市町村をはじめ健康関連団体を支援する。
 - 限られた医療施設や医療従事者等の医療資源の有効活用により、健康増進から疾病の予防、治療、リハビリテーションに至る包括的な医療供給体制の整備を図り、可能な限り群島内で完結させることを目標とする。
 - 県立大島病院においては、施設・設備や高度医療機器の整備・更新等により医療水準の向上を図るとともに、代診医派遣など、へき地医療支援機能の充実・強化を図る。
 - 無医地区等の医療については、一般巡回診療及び特定診療科巡回診療の計画的な実施を図る。
 - 救急医療については、第二次救急医療体制の充実に努めるとともに、県立大島病院において、24時間365日救急患者の受入に努め、地域救命救急センターの救急医療体制の充実に努める。さらに、フライトドクター等の養成・確保により、奄美ドクターヘリの安定運用を図る。
 - 医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、管理栄養士及び栄養士等の医療従事者の確保・資質向上を図る。
- (2) ハブ対策
- ハブ毒の吸い出しに効果が認められる携帯用毒吸出器の普及啓発を図るとともに、治療用血清である「はぶウマ抗毒素」を市町村や病院、診療所等に配備するなど、咬傷時の緊急治療対策等の充実を図る。
 - ハブ咬傷者の筋壊死による後遺症の予防及び軽減を図るためのハブ毒免疫機序応用研究事業を引き続き実施し、ハブ毒の筋壊死活性部位の解明や、ハブのゲノム解読による抗筋壊死因子等を応用した治療薬を改善する研究を進める。
 - ハブ捕獲奨励買上事業において買い上げたハブについては、ハブ加工業者や食品製造加工業者への払い下げに加え、新たなハブの有効活用を図る。
- (3) 社会福祉
- ア 高齢者福祉対策の充実
- 「すこやか長寿社会運動」を引き続き展開するとともに、高齢者が「共生・協働の地域社会づくり」の担い手として、その豊富な知識や経験・技能を生かした社会参加ができるような環境整備を図る。
 - 介護保険制度の安定的な事業運営等に資するよう適切な支援を行うほか、介護予防対策、認知症対策、地域包括ケアシステムの推進を図る。
- イ 障害者福祉対策の充実
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、平成25年4月から施行されている「障害者総合支援法」の円滑な推進を図るとともに、「自立支援協議会」の運営の活性化や「基幹相談支援センター」の設置などによる相談支援体制の充実、工賃向上に向けた取組を推進する。
- ウ 児童福祉対策の充実
- 児童福祉施設の適正な水準を確保するとともに、老朽施設の改築等による生活・保育環境の整備を促進する。
 - 様々な保育ニーズに対応した多様な保育

サービスの提供や、放課後児童クラブの設置促進など、市町村が地域の実情に応じて実施する取組を支援する。

エ 母子・寡婦・父子家庭の福祉対策の充実

○福祉資金の貸付等により社会的、経済的な自立を促進するとともに、ひとり親家庭自立支援給付金事業による給付金の支給や就業支援講習会の開催などにより就労支援を推進する。

○家庭生活支援員の派遣や生活・生業等についての相談、指導の充実・強化を図るほか、ひとり親家庭医療費助成事業など諸施策を推進する。

オ 地域福祉の推進

○地域における住民主体の課題解決力強化と市町村における相談支援体制の構築、市町村地域福祉計画の策定を促進する。

○地域の多様な主体が、地域課題を主体的に把握し、解決を試みることができる体制づくりの構築を図るとともに、地域福祉活動の中核を担う市町村社会福祉協議会の基盤強化を図る。

カ 生活困窮者対策等の実施

○生活困窮者に対しては、生活困窮者自立支援法に基づき、相談対応のほか、就労や家計管理、子どもの学習等の支援を包括的に実施するとともに、制度の周知を図り、制度の活用及び支援への参画を促す。

○生活保護受給者に対しては、その困窮の程度に応じて必要な保護を講じ、最低限度の生活の保障を行うとともに、就労可能な者に対しては、自立支援プログラムを実施するなど、被保護世帯の自立に向けて積極的に支援する。

2 教育及び人材育成

(1) 教育

ア 学校教育の充実

(ア) 幼稚園・認定こども園教育

○幼稚園及び幼保連携型認定こども園については、地域の実情等を踏まえ、適切な整備を進めるとともに、幼稚園教諭・保育教諭の研修の充実を図る。

(イ) 義務教育

○基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善などを通じた思考力・判断力・表現力等の育成や問題を自らの力で解決していこうとする主体的な態度を育むとともに、少人数学級のよさを生かして個に応じた指導の充実を図る。

○島唄、八月踊りなど伝統・文化や伝統行事、豊かな自然を生かした体験活動を取り入れるなど、総合的な学習の時間等を活用し、子どもたちの豊かな心を育む。

○群島内の小学校・中学校、特にへき地・小規模校においては、その学校の良さを生かした「奄美らしい」教育を行うなど、学校の魅力化に努め、行政と連携の上、積極的に離島留学を受け入れるなど、学校の活性化を図る。

○小規模校における隣接校との集合学習や大規模校等との交流学习等の学校間交流を促進するとともに、AIやIoTなど、急速に発展する社会の情報化に対応するため、一人一台の情報端末機器や電子黒板等の整備、インターネット接続の超高速化等を計画的に進め、ICTを活用した分かる授業の推進やプログラミング教育等の取組を通して、次世代に求められる人材の情報活用能力の育成を図る。

○児童生徒の体力については、「たくましい「かごしまっ子」」育成推進事業の取組のなかで、一校一運動を促進するとともに、小・中学校の学級単位で取り組む「チャレンジかごしま」を推進することを通して体力の向上を図る。

○学校施設については、計画的な整備を促進するとともに、給食施設については、老朽化した施設の更新等を促進する。また、へき地教員住宅については、不足戸数の解消や老朽化した住宅の整備の促進を図る。

(ウ) 高等学校教育

○指導法の改善及び生徒の自己学習力や学ぶ意欲の向上等、学力向上に向けた総合

的な取組を推進する。

- 生徒の体力については、研修等を通して教科体育の学習指導充実を図ることによって体力の向上を図る。
- 特色ある学校づくりに努め、基礎学力の定着・向上及びコンピュータ等の整備やインターネットの活用など情報化に対応する教育の充実を図るとともに、多様化した生徒の実態に対応できる進路指導を行うこととしている。
- インターンシップは、自己の職業適性や将来設計について考える良い機会となり、職業選択能力や職業観の育成が期待できるとともに、地元企業を知る良い機会となるため、今後も積極的に促進する。また、地元企業や専門学校との連携を深める取組を支援する。

(イ) 特別支援教育

- 特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の一人ひとりの教育的ニーズに応じた、よりきめ細かな指導・支援の充実や学習環境の整備を図る。
- 地域や保護者等の特別支援教育に対する理解を深めるとともに、就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制を整備し、自立と社会参加の実現を図る。
- 小・中学校における特別支援学級や通級指導教室の整備を推進するとともに、幼稚園、高等学校における特別支援教育の校(園)内支援体制づくりを図る。また、県立大島養護学校においては地域の特別支援教育のセンター的な機能充実を図る。
- 特別支援学校のない離島における特別支援教育の充実を図る。

(ロ) 高等教育機関

- 高等教育の受講を可能とする遠隔教育について、超高速ブロードバンドの整備などの情報通信技術の発達を生かし、本土と同等の教育環境の整備を促進する。
- 鹿児島大学大学院が開講している奄美サテライト教室については、受講生確保のための広報活動や受講科目の充実などの

取組を促進するとともに、鹿児島大学の国際島嶼教育研究センターとの連携を図る。

- 放送大学については、学習環境の充実を図るとともに、関係機関との連携を図り、受講者が増えるよう周知に努める。
- 新たな高等教育機関の設立については、奄美大島総合戦略推進本部の有識者会議における議論や、関係市町村長の判断等を踏まえて検討する。

イ 生涯学習の推進

- 図書館や公民館等、生涯学習の拠点となる施設の整備を促進する。特に、中央公民館の整備については、多様化・高度化する住民の学習ニーズに対応した施設設備の整備を促進し、市町村立図書館については、1市町村1館を目標に整備を促進する。
- 県立奄美図書館は、地域全体の図書館ネットワークの形成や奄美に関する情報発信等の機能の拡充を図るとともに、横断検索システムへの全市町村の参加促進や資料の充実を図り、読書活動の推進に努める。
- かごしま県民大学中央センター、市町村、大学・短大・民間教育機関等と連携して、生涯学習推進体制の充実を図り、多様な学習機会を提供する。
- 生涯スポーツの振興については、各市町村のスポーツ・レクリエーション活動を積極的に促進する。
- 社会体育施設については、地域の実態に即した施設設備の整備を促進する。

(2) 人材育成

ア 地域を支える人材の育成・確保

- これからの奄美を担う人材を育成・確保するため、郷土に根ざした学校教育、高校生の職業意識等の醸成を図るインターンシップ、外部講師の活用などを推進するとともに、雇用機会の拡大や企業内教育を促進する。
- 青少年の自立の精神と豊かな感性のかん養、国際的感覚やふるさとを愛する心の醸成を目的とした青少年育成県民運動を家庭・学校・職場・地域等が一体となって積

極的に推進する。

- 県立短期大学の奄美サテライト講座については、受講生確保のための広報活動や受講科目充実などの取組を促進する。
- かごしま県民大学中央センターや県立奄美図書館等の機能を生かした多様な学習機会の提供、青少年団体や女性団体等の育成や活性化に取り組む。
- 地域コミュニティ、NPO、企業など多様な主体が連携・協力し、地域課題をビジネスの手法を活用しながら解決するなど、持続可能な取組を行う担い手の創出・育成を図るとともに、積極的に地域活動に取り組むリーダーやコーディネーターの育成を図る。
- 定住の促進に資する地域人材の育成には、地元における指導者の確保が重要であることから、スキルを持ったUIターン者や地域おこし協力隊等を活用するなど、地元指導者の確保を図るとともに、小中学生を対象としたプログラミング教育や小中高校生の運動能力の向上、スポーツ障害の予防を目的としたメディカルサポート等の指導者のスキル向上に必要な知識などを取得できる機会の提供や環境整備などを促進する。

イ くらしを支える人材の育成・確保

- 保健・医療・福祉のニーズの多様化・高度化に対応するために、専門性を備えた人材の育成・確保を図るとともに、ボランティア、NPO等の社会参加活動を担う人材の育成を図る。
- 学校の学習活動の中などで伝統的な祭り・行事に触れる機会を設けるとともに、公民館等を中心に地域が一体となって文化協会や保存会、青年団等による伝統・文化の保存・伝承活動の支援・促進を図る。
- 環境教育・環境学習等を推進し、環境保全のための具体的な実践活動を全県的に展開する「地球環境を守るかごしま県民運動」を進める人材の育成を図るとともに、奄美の自然や歴史、文化等についての知識を有するガイド等の人材の育成を促進する。

ウ 産業を支える人材の育成・確保

- 郷友会や地元企業と連携した情報発信や就業相談から定着まで一貫した支援体制の充実など、UIターン者や地元の高等学校等卒業者が働きやすい環境整備を促進する。
- 産業を支える人材の確保・育成に資する各種研修制度、セミナー等の充実や創業、事業拡大を行う事業者に対する支援制度について検討する。
- 農業においては、関係機関団体等と連携した継続的な経営・技術指導等や経営発展に必要な機械・施設の導入支援により、効率的かつ安定的な農業経営を目指す認定農業者など担い手の確保・育成を図る。
- 青年農業者に対しては、経営管理能力の向上を図るため体系的な研修を実施する。あわせて、農業大学校や市町村研修施設での就農前研修や現地就農トレーナーによる助言・指導、農業次世代人材投資資金の交付など、引き続き意欲ある新規就農者の確保・育成を促進する。
- 女性農業経営士の育成等により、女性の農業経営等への参画意欲を高め、その能力が発揮できるよう支援するとともに、高齢農業者の豊富な経験や知恵・技術を生産活動や地域活動に生かす環境づくりを推進する。加えて、農商工を連携させた取組を推進するため、中核的役割を担う人材に対して、販売やパッケージングなどビジネス力強化のための人材育成を行い、農業を中心とする新たな特産品ビジネスの創出を促進する。
- 小・中学校等における食育を推進することで豊かな人間性を培い、子どもたちの農林水産業に対する理解の促進を図る。
- 観光産業においては、トップレベルの経営人材、観光産業を担う中核人材、即戦力となる実務人材の各層において、観光産業の担い手の育成を図る。また、奄美特有の観光資源を活用した地域観光（エコツアーガイド認定制度による質の高いサービス提供等）を担う人材を育成するとともに、地域通訳案内士等の育成・確保を促進する。

- 情報通信産業においては、地理的制約を受けにくい特徴を生かし、起業化や新事業創出を進めるための拠点施設の活用や地元企業におけるICT人材の育成を促進する。
- 水産業においては、新規就業希望者等を対象とした「ザ・漁師塾」等の漁業研修制度等の充実を図り、新規就業者の確保や意欲的な取組を行う漁業士などの中核的な漁業者の育成を推進する。
また、漁協青壮年部等の活動強化等により意欲と能力のある担い手の育成を図るとともに、女性グループの育成を推進する。
- 林業においては、(公財)県林業担い手育成基金など関係機関と一体となって林業技術研修等を通じて担い手や事業体の育成を図る。
- 商工業においては、奄美市による大島紬の技術指導、技術相談等の取組の支援を通じて大島紬の後継者育成を促進するほか、新事業の創出や起業化の促進、製造業を支える人材の育成など、関係機関と連携を図りながら、起業家や中小企業等の人材育成を図る。

3 生活環境

(1) 水道

- 水道未普及地域の解消を促進するとともに、渇水期における一部地域の水不足に対処するため、新たな水源確保を図るなど施設の整備拡充を促進するほか、老朽化施設の計画的な更新及び耐震化、小規模水道の統合整備を促進する。
- 硬度等に問題のある地域には電気透析等の高度浄水施設の整備など、安全で安定した生活用水の確保を促進する。

(2) 都市基盤

- 秩序ある市街地の形成と良好・快適な都市環境を確保するため、奄美市における土地区画整理を促進し、都市基盤施設の整備促進を図る。
- 奄美市においては、奄美市名瀬港本港地区の整備を推進するとともに、中心市街地における土地区画整理事業等により、にぎわいに満

ちた魅力あるまちづくりを促進する。

- 奄美市、徳之島町、和泊町において公共下水道を、奄美市(旧笠利町赤木名地区)において特定環境保全公共下水道の整備を促進する。併せて、下水道施設を計画的に改築し、機能維持を図る。
 - 奄美市、天城町等において、都市公園の質的向上を目的としたりニューアル等を促進する。
- #### (3) 住環境の整備
- 気候や自然災害への十分な対応とともに、地域の豊かな自然、美しい景観、伝統・文化を生かした住まいづくり、まちづくりを促進する。
老朽化した公営住宅の建替や改善等を促進するとともに、公的賃貸住宅の整備にあたっては、民間事業者の活用や増加している空き家の活用も検討する。
 - 奄美市の中心市街地においては、土地区画整理事業等により防災性の向上など住環境の整備を促進する。
- #### (4) 安全・安心まちづくりの推進
- 奄美群島内の犯罪や交通事故を防止し、日常生活の安全と安心を確保するため、犯罪の未然防止や交通安全思想の普及啓発に努めるとともに、児童生徒への安全教育の充実や通学路等の交通安全施設についても計画的な整備を進める。
- #### (5) 地域環境の保全
- 市町村と連携し、大気環境や水環境の保全及び騒音や悪臭等の防止を図る。
 - 水環境については、引き続き公共用水域及び地下水の水質常時監視調査や、工場・事業場の排水基準監視・指導を実施し、公共用水域及び地下水の水質の保全を図る。
 - 県海岸漂着物対策推進地域計画に基づき、関係機関との連携を図りながら、海岸漂着物の円滑な処理等を推進する。
 - ヤンバルトサカヤステについては、地域の実情に応じた効果的な駆除方法やまん延防止対策、環境整備等について普及啓発を図る。
 - 農村、漁村の持つ多面的機能を生かしながら、地域の特性に応じた環境の整備に努めるとと

もに、奄美独特の美しい景観の維持や環境美化の取組を推進する。

(6) 循環型社会の形成

ア 一般廃棄物

(ア) ごみ

○県廃棄物処理計画等に基づき、焼却施設や最終処分場等の整備を促進するほか、容器包装リサイクルについては、リサイクルセンターなど関連施設の整備を促進する。

○家電リサイクル及び自動車リサイクルについて、市町村・関係団体と連携しながら、海上運搬経費に対する支援制度の円滑な実施の促進を図る。

○ごみの不法投棄については、地域環境衛生団体の育成など不法投棄防止に係る住民の意識の啓発を図る。

(イ) し尿

○し尿処理施設の整備を促進するとともに、生活排水対策を促進するため、各市町村の生活排水処理計画に基づき、公共下水道や農業集落排水施設、漁業集落排水施設、合併処理浄化槽等の整備を促進する。併せて、下水道施設、農業集落排水施設等を計画的に改築し、機能維持を図る。

イ 産業廃棄物

○産業廃棄物の排出抑制や減量化・リサイクルを進めるとともに、市町村等と連携を図りながら施設整備を促進する。

○家畜排せつ物や有機性汚泥については、堆肥としての利活用を促進し、がれき類など建設廃棄物については、発生抑制、再利用の促進、適正処理の徹底に努める。

○産業廃棄物の不法投棄については、排出事業者等に対する意識の啓発や不適正処理に関する監視指導の徹底など産業廃棄物の適正処理の推進を図る。

(7) 自然環境配慮型・自然再生型公共事業等の実施

○世界自然遺産登録を見据えて、野生生物の生息・生育・繁殖環境や良好な景観の形成に配慮した道づくりや多自然川づくりに取り組む

こととし、自然石護岸や水制工等の設置、法面等への在来植物の植栽など、自然環境配慮型公共事業への取組を推進する。また、自然再生推進法に基づき、自然再生型公共事業の検討・採用を図る。

○「公共事業における環境配慮指針」に基づく環境に配慮した事業実施に向けた支援策の検討、人材の確保・育成・体制の整備、施工業者等に対する希少種や環境配慮の基本的知識等に関する研修会の実施などを推進する。

○計画、設計、施工など公共事業の各段階で赤土等流出防止対策を図るとともに、各種防止技術の調査研究等の推進や、民間開発事業者や施工業者等への啓発、指導の徹底を図る。

4 水資源・エネルギー

(1) 水資源

○奄美群島の各島における地形、地質、気象条件等を考慮し、地域の特性に応じた水資源の開発、保全及び有効利用を図る。

○既存水源の有効利用を図りながら、水資源の開発及び調査を行う。また、小規模貯留施設等の整備を進めるとともに、老朽化した、ダムやため池等の補修・改修を計画的に推進し、貯留機能を維持・増強する。徳之島においては、ダム整備事業効果を発揮できるよう県事業で整備する末端かんがい施設の早期完成を図る。

○地下ダムの整備による地下水の開発並びに地下水や湧水の保全を積極的に図る。また、沖永良部島においては、地下ダムの建設が進められており、その完成が見込まれることから、畑地かんがい施設の整備を推進する。

○水源のかん養を図る上で、地域の実情に応じた水源かん養林の計画的な整備を図る。

(2) 再生可能エネルギー

○再生可能エネルギーの導入は、エネルギーの安定供給や地球温暖化防止等に資することから、地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入を促進する。また、豊富に賦存する海洋再生可能エネルギーの活用について検討する。

第6節 地域主体の取組の促進

[施策の方向性]

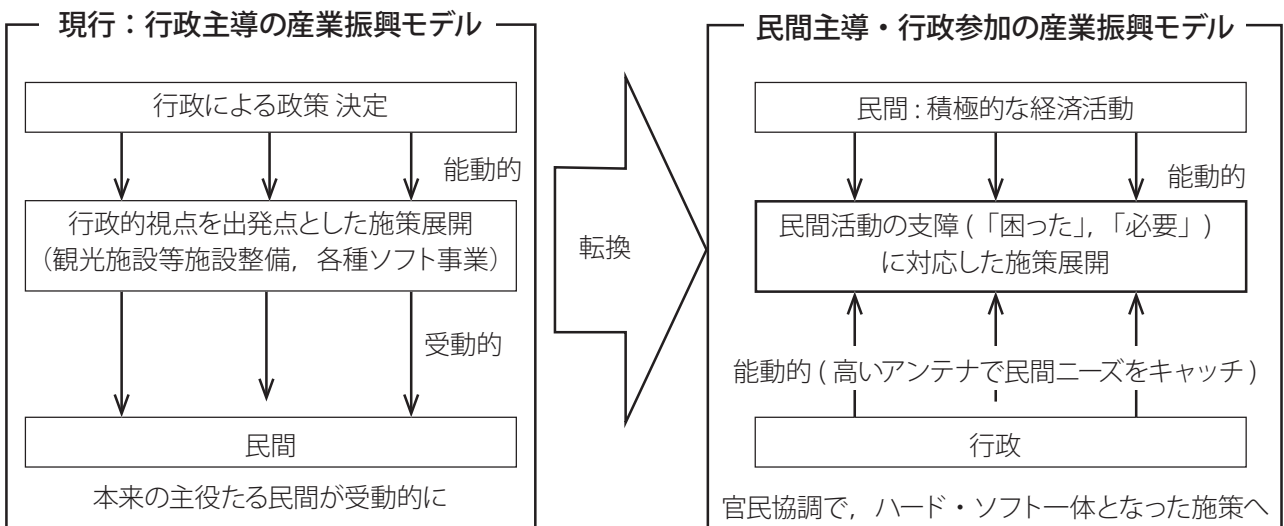
- 「奄美群島成長戦略ビジョン」の取組を促進する。
- 群島の「結いの精神」などを生かした共生・協働による地域社会づくりを推進する。

1 「奄美群島成長戦略ビジョン」の取組の促進

- 「奄美群島成長戦略ビジョン」は、平成25年2月に地元市町村が、奄美群島の振興開発のための成長を自発的に推進するため、10年後の奄美群島の将来像とそれを着実に実行するための基本方策を取りまとめたものである。
 - 今回、計画期間の中間である5年目を迎えることから、奄美群島成長戦略推進懇話会の提言に基づき、奄美群島市町村長会が「奄美群島成長戦略ビジョン」の内容を改訂したところである。
 - 地元市町村や奄美群島広域事務組合などによる地域主体の取組は、群島の自立的発展を図る上で重要であることから、これらビジョン実現に向けた取組を促進していく必要がある。
- (1) ビジョンの実現に向けた取組
- 同ビジョンにおいては、これまで雇用創出のための重点分野として振興を進めてきた「農業」、「観光／交流」、「情報」の3分野を引き続き産業振興の基軸としつつ、奄美群島の地

理的・歴史的独自性を発揮するための「文化」の活用と、魅力ある島を牽引する人材の誘致・集積を図るための「定住」の2分野を新たな価値を創出する分野として位置付け、これらの分野を有機的に連携させた産業振興・人材育成施策の展開を図ることとしている。

- 奄美群島においては、奄振法に基づく社会資本整備等が積極的に進められ一定の成果を挙げてきており、自立的発展に向けた振興施策が進められてきた。さらには、これまでの市町村レベルでの取り組みに加え、国、県及び奄美群島が一体となり、奄美群島が抱える条件不利性の改善に向けた事業等が進められているところである。しかしながら、民間企業の活動圏域の広がりや地域住民の生活行動の広域化、さらには奄美群島国立公園指定やその先の世界自然遺産登録などによる奄美群島の知名度向上など、奄美群島を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、この変化を効果的に奄美群島の振興につなげていくためには、奄美群島一体となった広域的事業展開のさらなる推進が必要であるとされている。
- そのためには、ビジョンを貫く「奄美群島の自立的発展実現の主体的役割の担い手＝民間企業等」と「民間企業を支え、積極的に支援する行政」というそれぞれの位置づけを明確にするとともに、これまでの行政主導の産業振興モデルから、活発で自立的な民間企業等の活動を出発点とした産業振興モデルへの転換が必要であるとされている。



(2) ビジョンの実現に向けた各機関の役割

同ビジョンを実現させるための各機関の役割は以下のとおりとされている。

ア 民間（事業所，NPO，郷友会，集落，個人など）

- ・ビジョン実現の主役としての積極的かつ主体的な事業展開
- ・地元素材の付加価値創出，ビジネスモデル（成功事例）創出
- ・リーダー人材の育成
- ・群島内外における異業種との交流・集積によるイノベーションの創出
- ・島間の連携による奄美群島全域への事業展開
- ・地域，集落行事等への積極参加による奄美群島独自の文化の継承
- ・島唄，八月踊りなど各島々に伝わる踊り，島口の価値の再認識，継承

イ 金融（独立行政法人 奄美群島振興開発基金）

- ・一般の金融機関が行う金融の補完，奨励
- ・地元民間事業者の積極的，主体的な事業展開への金融面・経営面からの支援
- ・第一次産業から第三次産業までのワンストップサービスの拡充
- ・経営コンサルティング機能の強化
- ・新規起業と，既存事業者の事業転換と事業拡大促進のための，市町村等との緊密な連携強化
- ・産学金官連携における中核的存在として地域経済をリード
- ・奄美群島の重点3分野に対する積極的な金融支援

ウ 行政（奄美群島広域事務組合）

- ・奄美群島全体の課題解決に向けた先駆的事業の企画・立案，継続性が重要な事業の確実な実施及び事業効果の群島内外への波及
- ・市町村との情報共有及び市町村間連携等のマネジメント，推進，支援
- ・奄美群島の経済をけん引する，新たなビジネスモデル創出のための各種団体との連携・支援
- ・奄美群島の重点3分野産業及びリーダー人

材の育成支援

- ・将来像を見据えた行政職員の人材育成（発想力・創造力・人間力）及びネットワークの活用
- ・群島内外における民間の異業種交流・集積の場の提供及び官民学一体となった取り組みの強化
- ・奄美群島全域を所管する行政機関としての国，県，群島内外の各種団体との連携，調整
- ・「ビジョン」「基本計画」「実施計画」の進捗管理と政策評価

エ 行政（市町村）

- ・市町村のきめ細やかな民間活動支援と立ち上げの主導
（※ ウ 行政（奄美群島広域事務組合）の3～6番目の項目を市町村内で実施）
- ・「ビジョン」に基づいて作成する「基本計画」「実施計画」の市町村実施計画への反映と確実な実施
- ・奄美群島12市町村及び奄美群島広域事務組合との連携による横断的・一体的な事業の展開

オ 行政（国，県）

- ・市町村，奄美群島広域事務組合，民間との一体的な事業の展開
- ・条件不利性の克服や安全・安心な定住環境の整備などに努めるとともに，産業の活性化にむけた市町村や奄美群島広域事務組合の取り組みを支援するための財源確保と制度の整備

カ 高等教育機関（大学，短大，高専等）及び研究機関

- ・各種包括連携協定に基づく産学金官連携の推進
- ・小・中・高等学校との連携による基礎学力の向上と産業振興に寄与する実践的な人材育成
- ・産業活動の基礎となる自然・社会・文化に関する教育研究の遂行

2 共生・協働による地域社会づくりの推進

- (1) ソーシャルビジネスなど持続可能な取組
 - 「結いの精神」などを生かし、多様な地域づくりの担い手が出会い、つながり、地域の課題を解決する取組を支援する。
 - 地域課題をビジネスの手法を活用しながら解決するソーシャルビジネス(コミュニティビジネス)など、持続可能な取組を行う担い手の創出・育成を図る。
 - 地域のニーズを踏まえつつ積極的に地域活動に取り組むリーダーやコーディネーターの育成を図る。
- (2) 地域の力を集結するコミュニティ・プラットフォームづくり
 - 小学校区などの範囲において、自治会、NPO、企業、青年団、老人クラブ、子ども会など多様な主体が連携・協力して地域課題の解決等に自主的・持続的に取り組んでいくための基盤となる組織「コミュニティ・プラットフォーム」づくりやその活動の充実に向けた市町村の取組を促進する。
- (3) 行政の協働化による地域の主体的な取組
 - 地域コミュニティ、NPO、企業などがそれぞれの特性を生かし、役割を最大限に発揮しながら地域課題の解決等に主体的に取り組む仕組みづくりを促進する。
 - 市町村と情報を共有し、連携することにより、市町村における協働の取組を促進する。
 - 地域住民等による自主的な道路や河川等の清掃美化活動など、ボランティアの活動を促進する。
- (4) 「共に取り組む」気運の醸成
 - 様々な広報媒体を活用して、「結いの精神」などを生かした共生・協働による地域づくりの意義や群島における各種団体の活動状況等について情報発信することにより、助け合い、支え合う意識や、地域づくりに「共に取り組む」気運の醸成を図る。

第3章 島別の振興開発の方向

第1節 奄美大島

位置：本土から383km（航路距離）

面積：約712km²（群島中最大）

人口：約6万人（全国有人離島で最多，1市2町2村）

1 定住を促進するための方策

(1) 産業の振興

ア 農業

- さとうきびについては、適期管理の励行や土づくりの推進、優良品種の普及等による単収の向上に努め、収穫面積の確保を図るとともに、管理作業受託組織の育成を推進する。
- 肉用牛については、飼料生産基盤の整備や、ICTの導入、ヘルパー組織、コントラクターの育成を推進する。また、繁殖技術の向上による分娩間隔の短縮や子牛育成技術の向上による子牛の商品性向上に努める。さらに、家畜衛生対策の徹底による家畜疾病の発生とまん延防止に努めるとともに、家畜排せつ物の適切な管理等による環境にやさしい畜産経営の実現を図る。
- 園芸作物については、生産・流通コストの軽減に努めるとともに、ハウス施設の整備、農業機械の導入による労力の省力化、防風対策等を講ずることにより産地育成を総合的に支援する。また、地域特性を生かした新規品目の導入・実証、収益性の高い施設園芸などの産地づくりの取組を推進する。

イ 観光産業

- 農林水産業や大島紬等の特産品の地域産業と連携し、多彩な体験プログラムの提供等による体験型観光の推進や、奄美の自然、文化等を生かした特産品、土産品の開発・提供を促進する。

ウ 情報通信産業

- 平成30年度までには奄美大島全域で光ファイバ網の整備が完了することから、今後、ICTプラザかさりの機能充実と地域の特性やニーズに応じた光ファイバ網の利活用を

進め、地域の活性化を図るとともに、観光客等の利便性の向上や災害時の情報連絡手段など防災面での活用を図るため、公衆無線LANの増設を促進する。

- 携帯電話については一部地域において不感地域が残っていることから、その解消を図るとともに、4G・LTE及び5Gの導入を促進する。また、地域に情報処理の教育機関があることから、ICTの高度な利活用能力を有する人材の育成及び活用を図るほか、住民のICTを利活用する能力の向上を図る。
- ラジオについては、外国波の混信等によって発生する難聴取の解消を図る。
- CATVが整備されている地域については、メディアの特性等を生かして地域の情報通信基盤としての機能の維持・向上を図る。

エ 地域の特性を生かした産業の振興

(ア) 水産業

- 地域特産種の放流による栽培漁業や資源の調査、魚礁、浮魚礁の設置による沖合・沿岸漁場の整備開発、瀬物類など水産資源の管理、新漁具・漁法の導入を推進する。
- 加工品の開発、農林水産物を消費地へ送る際の輸送コスト支援、共同出荷による輸送の合理化、施設の整備等を支援することにより、島内外での消費拡大を図り、漁家所得の向上を促進する。
- 世界自然遺産登録を見据え、奄美の水産資源を生かした体験ツアーの確立等による漁家所得の向上を促進する。
- カンパチ、クロマグロ等の魚類養殖業や真珠養殖業、クルマエビ養殖業、モズク養殖業等は、温暖静穏な海域特性を生かしながら、漁場環境の保全、疾病対策、流通対策等を進め、その振興を図る。また、藻場を再生するため、南方系ホンダワラ類の藻場造成手法の調査研究を引き続き推進する。
- 漁港については、漁船が安全に係留・停泊できるように、防波堤や物揚場等の整備や既存施設の長寿命化対策等を推進す

る。

- 漁業研修事業の充実や中核的な漁業者の育成、漁協青壮年部の活性化等を進めるとともに、女性グループの育成を推進する。

(イ) 林業

- 林業生産活動と自然環境の保全との調和を図りながら、重視すべき森林の機能に応じた森林整備や、効率的かつ安定的な木材の生産体制の整備、建築内装材等としての奄美産材の加工・流通体制の整備、林業就業者等の育成などを促進する。
- 特用林産物については、温暖な気候を生かしたたけのこや枝物などの栽培技術の向上と、消費拡大のためのPR活動などにより、生産量の増大や販路の拡大を図るとともに、ソテツ林の適切な管理や生産基盤の整備、集出荷体制の整備等を促進し、特産品としての振興を図る。
- 森林環境教育など森林とのふれあいの推進を図るとともに、保安林の適正な整備・管理や自然環境に配慮した森林施業に関する調査研究などを推進する。

(ウ) 商工業

- 大島紬については、若い世代向けの製品の開発や、産地デザイナーの育成による新柄開発を進めるほか、「本場奄美大島紬」の地域団体商標を有効活用し、ブランド価値を高めながら、産地直接販売や販路新規開拓により販売拡大の推進を図る。また、洋装品、服飾小物、大島紬の生産技術を生かしたインテリア用品等の新商品開発を促進する。さらに、原図コンテストによるデザイン力向上等を推進するとともに、消費者への着用体験等を通じ、販売促進を図る。
- 奄美黒糖焼酎の新商品開発や島外への販路拡大を促進するとともに、地域の豊富な農林水産物を利用した特産品の開発・商品化や特産品の製作体験など観光客の体験志向への対応を図る。
- 商業については、群島の中核都市である奄美市の中心市街地において、中心市街

地活性化基本計画に基づく各種事業の実施や、各個店の魅力アップにより、質の高い魅力的な商店街づくりを図り、中心市街地活性化の取組を促進する。

(2) 定住促進のための支援体制の整備

- 団塊世代や若年層等のUIターン及び二地域居住の促進を図るため、定住・移住に必要な情報（仕事、居住、医療、教育環境等）を一元的に発信するとともに、移住相談から定着まで一貫したサポート体制の構築及び定住促進住宅等の整備を促進する。

2 世界自然遺産登録などを生かした交流拡大のための方策

(1) 世界自然遺産登録を見据えた取組の推進

- 国立公園における保護の課題や提供すべきサービス等について総合的に検討し、自然環境の保全、利用施設の整備及び維持管理、利用者サービスの提供等の地域の関係者が実施すべき具体的な取組内容及び役割分担について国が整理する管理運営計画の作成を促進する。
- アマミノクロウサギ等のロードキル（交通事故）や希少種の盗採等への対策の推進や、外来種の対策としてマングース・ノヤギ・オオキンケイギク等の駆除等を行うほか、ノイヌ・ノネコ等の対策として、飼養動物の適切な飼育管理の徹底を促進するとともに、捕獲等を含めた体制整備を進める。
- 観光客数の増加による過剰利用を防止し、自然環境の保全と利用の両立を図るため、「奄美群島持続的観光マスタープラン」に基づき、利用のルールを作成や奄美自然観察の森の再整備などの受入体制の整備を進める。
- 「奄美群島エコツーリズム全体構想」に基づき、奄美群島エコツーリズム推進協議会による認定エコツアーガイドの育成やツアーの受入体制の整備等を進める。
- 世界自然遺産推薦地としての価値の維持の重要性などについて、地域住民の理解と協力を得て、群島が一体となった世界自然遺産登録を見据えた取組を推進する。
- 屋久島など他の世界自然遺産登録地と連携し

て、登録による成果と保安全管理上の課題、持続可能な利用の取組、地域社会が果たす役割等を紹介するセミナー等を開催し、世界自然遺産登録を見据えた地域の気運の醸成を図る。

(2) 共生ネットワークの形成

- 人と自然が共生する地域づくりにおいては、奄美群島自然共生プランに基づき、人と自然が共生するためのネットワークの形成を促進する。

3 滞在型・着地型観光を促進するための方策

(1) 地域資源を生かした観光施策の展開

- 豊かな地域資源を有効に活用した体験プログラムの充実を図りながら、「あまみシマ博覧会」の実施やエコツーリズムの推進など、この島ならではの体験・滞在型観光プログラムづくりを促進する。
- 世界自然遺産登録の効果を最大限発揮するため、世界自然遺産奄美トレイルの設定を推進するほか、タラソセラピー施設の「タラソ奄美の竜宮」を活用し、癒しと健康を求めて島外の人々が訪れ、移り住みたくするためのPR活動を促進する。
- 国内外のスポーツ合宿を誘致するなど、暖かい気候を生かした奄美市のスポーツアイランド構想を促進する。そのため、名瀬運動公園陸上競技場等のスポーツ施設の整備・充実の促進、ダイビング等のマリンスポーツの大会や個性豊かな各種イベントの開催等に努める。
- 奄美パーク・田中一村記念美術館を群島全体の観光拠点として位置付け、黒潮の森マングローブパーク等の観光施設等の相互連携強化を図り、周遊性のある観光ルートづくりに努めるとともに、奄美市や大和村で実施されている集落において奄美ならではの魅力を体験し、宿泊できる取組を支援する。
- 観光客が目的地に円滑に移動できるよう、観光案内標識等を整備するとともに、沿道には、景観及び自然環境に配慮した植栽等を地域住民との協働で行う。
- 観光事業者等のおもてなしの向上、観光案内

機能の充実、島コーディネーターの活用、観光ガイドや地域通訳案内士等の人材の育成・確保を図る。

- 航空路線については、奄美～各島間路線等の維持・確保を図るとともに、東京、大阪、那覇等を結ぶ路線において、「奄美群島振興交付金」を活用し、観光客等に対する航空運賃の軽減を実施することで、交流人口拡大を図ってきたところであり、引き続き、路線の維持・確保を図りつつ、更なる交流人口拡大に向けた施策を検討する。
- 国際チャーター便の奄美空港への就航に向けた取組の検討を行う。
- 航路については、「奄美群島振興交付金」を活用し、観光客等に対する航路運賃の軽減を実施することで、同島の交流人口拡大を図ってきたところであり、引き続き、更なる交流人口の拡大に向けた施策を検討する。
- 国内外からのクルーズ船の誘致については、世界自然遺産を生かしたクルーズ商品の構築を促進する。
- 道路交通については、国道58号等の幹線道路整備や観光地間を結ぶ県道等の整備を引き続き推進する。
- LCC就航等による交流人口の拡大を生かし、交通の利便性を図りながら、世界自然遺産登録の効果を発揮させる取組を推進する。
- 奄美パークは、世界自然遺産の価値をガイド的・的に伝えるため、展示リニューアルを行うとともに（一社）あまみ大島観光物産連盟や（一社）奄美群島観光物産協会のホームページをはじめ、各種媒体を積極的に活用し、国内外へ魅力ある観光情報の発信に努める。
- 首都圏をはじめ、直行便のある地域の旅行会社等を対象としたセールスや招請の実施、旅行会社が企画する商品化の支援など、奄美大島の認知度向上とともに、更なる誘客を図る。
- 農林水産業や大島紬等の特産品の地域産業と連携し、多彩な体験プログラムの提供等による体験型観光の推進や、奄美の自然、文化を生かした特産品、土産品の開発・提供を促進する。

(2) 愛着を育む地域文化の継承・創造

- 鳥唄や島唄については、鳥唄の歌詞集・CD・DVD「歌い継ぐ奄美の島唄」等を活用した伝承活動等を進めるとともに、伝統文化を披露する機会を創出する取組を進める。
- 優れた芸術に触れる機会を提供するため、小・中学校等へ文化芸術団体等を派遣することや、人材育成のための講習会の開催などの取組を推進する。
- 赤木名地区においては、国の重要文化的景観への選定を目指し、保存計画の策定、景観調査報告書・保存計画書の作成を進めている。今後、郷土学習や観光等の振興への地域文化の活用を図る。

4 奄美群島が抱える条件不利性の改善

(1) 交通基盤の整備

- 奄美空港については、航空機の安全運航の確保及び航空輸送需要の動向に対応した空港施設の更新・改良を図るとともに、引き続き、国と協調した運航費補助や機体購入費補助を行うなど、国や航空会社と連携しながら、奄美～鹿児島路線など航空路線の維持・充実を図り、運賃軽減を継続するとともに、運賃軽減の拡充を検討する。
- 名瀬港については、外郭施設や臨港道路の整備を推進する。また、旅客ターミナルのバリアフリー対策に努めるとともに、大規模地震発生後の防災拠点ともなる緑地等の整備を推進する。本港区においては、奄美市が進める「まちづくり事業」と連携したウォーターフロント再開発による都市機能の向上を図り、安全性、効率性、快適性の高い港湾空間の形成を図る。
- 古仁屋港については、港湾施設の老朽化対策を推進する。
- 航路については、引き続き、鹿児島～喜界～知名航路等に対する運営費補助等を行うなど、国や航路事業者と連携しながら、航路の維持・確保を図り、運賃軽減を継続するとともに、運賃軽減の拡充を検討する。
- 国道58号については、奄美市名瀬周辺交通混雑の緩和や、残されたあい路区間の解消を

図るとともに、国道58号の代替路線の整備や災害に強い道づくりの整備に努め、アクセス向上を図り、島内交通の円滑化を推進する。

- 県道名瀬瀬戸内線においては、近年の集中豪雨や台風により、多数の交通途絶箇所が発生したことから国道58号の代替道路としての機能向上を図るため宮古崎トンネルなどの道路整備を進めているところであるが、今後もトンネルを含む道路整備を推進する。
- 島内各集落間の交流を促進するため、バス路線や生活路線等となっている市町村道の整備を推進する。
- 路線バスについては、地元市町村と連携して、バス事業者の生産性向上の取組等を促進するとともに、地域間幹線系統や廃止路線代替バスの路線維持を図る。また、コミュニティバスやデマンド型交通など、各地域の実情に合わせた多様な運行形態への転換を促進する。
- 防災対策や老朽化対策について、計画的に推進する。

(2) 防災及び国土保全

- 防災関連施設の総合的な整備や避難施設の機能強化、通信設備の整備など防災対策を推進する。

5 奄美群島の生活基盤の確保・充実

(1) 保健医療福祉

- 医療支援体制の充実や施設・設備の整備を支援するなど、へき地診療所の診療機能の充実を図るとともに、医師をはじめとした医療従事者の安定的確保を図る。
- 県立大島病院を中心とした群島内の医療連携体制の構築を図る。
- 地域医療構想調整会議を通じた医療機関相互の協議を促進し、病床機能の分化・連携を推進する。
- 県立大島病院においては、地域救命救急センターの救急医療体制を充実させるとともに、傷病者の救命率の向上や後遺症の軽減を図るため、フライトドクター等の養成・確保により、奄美ドクターヘリの安定運用を図る。
- ハブ対策については、捕獲等による駆除対策、はぶウマ抗毒素の配備や携帯用毒吸出器の普

及啓発等による咬傷対策を引き続き推進する。一方、世界自然遺産登録を視野に入れ、生態系保全を目的とした人とハブとの棲み分けを図る。

- 高齢者や障害者など援護を必要とする者が、できる限り住み慣れた家庭や地域で安心して住み続けることができるよう、地域ぐるみで声かけや安否確認を行う見守り体制の強化に取り組むほか、要援護者のニーズを把握し、生活支援を行うボランティアの活用促進を図る。

(2) 教育及び人材育成

- 県立奄美図書館を地域の拠点図書館として、地域全体の図書館ネットワークの形成や奄美に関する情報発信等の機能の拡充を図るとともに、かごしま県民大学中央センター、市町村、大学等と連携して、多様な学習機会を提供する。

(3) 生活環境

- 水道については、新たな水源の確保や簡易水道の統合整備を図るとともに、老朽化施設の更新及び耐震化、広域的な連携を促進する。
- 奄美市街地については、混雑緩和のための交通網の整備を促進する。あわせて、現在進められている末広・港地区土地区画整理事業や下水道等の都市基盤施設の整備を引き続き促進するとともに、下水道施設等を計画的に改築し、機能維持を図る。
- 公営住宅については、建替や改善等の手法を適切に選択しながら、住宅の長寿命化と良質なストックの維持に努めるとともに、民間事業者の活用や空き家の活用により公営住宅を補完する住まいの確保を検討する。
- 奄美市については、奄美市中心市街地活性化基本計画に基づき、まちなか居住推進事業を展開し、中心市街地への民間住宅及び商店街区域への店舗併用住宅の建設促進を図る。
- 「公共事業における環境配慮指針」に基づく環境に配慮した事業実施に向けた支援策の検討、関係者に適切な指導、助言等ができる人材の確保・育成・体制の整備、施工業者等に対する希少種や環境配慮の基本的知識等に関する研修会の実施などを推進する。

第2節 加計呂麻島, 請島, 与路島

加計呂麻島

位置：奄美大島の南西部

面積：約77km²

人口：約1,200人

請島

位置：加計呂麻島の南方

面積：約13km²

人口：約80人

与路島

位置：請島の西方

面積：約9km²

人口：約80人

1 定住を促進するための方策

(1) 産業の振興

ア 農業

○きび酢や黒糖の原料としてのさとうきびの安定生産を図るため、適期管理の励行や土づくり等を推進する。また、園芸作物については、生産・流通コストの軽減に努めるとともに、ハウス施設の整備、農業機械の導入による労力の省力化、防風対策等を講ずることにより産地育成を総合的に支援する。

○肉用牛については、繁殖技術の向上による分娩間隔の短縮や子牛育成技術の向上による子牛の商品性向上に努める。また、家畜衛生対策の徹底による家畜疾病の発生とまん延防止に努めるとともに、家畜排せつ物の適切な管理等による環境にやさしい畜産経営の実現を図る。

イ 観光産業

○多彩な体験プログラムの提供等による体験型観光の推進や、地元農林水産物を活用した特産品、土産品の開発・提供を促進する。

ウ 情報通信産業

○超高速ブロードバンド基盤が整備されていないことから、光ファイバなど地域の特性や実情に応じた情報通信基盤の整備を図る。また、観光客等の利便性の向上や災害時の情報連絡手段など防災面での活用を図るため、公衆無線LANの増設を促進する。

○携帯電話については、一部地域において不感地域が存在しており、その解消を図るとともに、4G・LTE及び5Gの導入を促進する。

○住民のICTを利活用する能力の向上を図る。ラジオについては、外国波の混信等によって発生する難聴取の解消を図る。

エ 地域の特性を生かした産業の振興

(ア) 水産業

○静穏海域を利用したマベガイやシロチョウガイ等の真珠養殖業の振興を図る。

○地域水産資源を活用した加工品の開発、農林水産物を消費地へ送る際の輸送コスト支援、共同出荷による輸送の合理化、高鮮度流通に必要な施設の整備等を支援することにより、島内外での消費拡大を図り、漁家所得の向上を促進する。

○奄美群島の世界自然遺産登録を見据え、奄美の水産資源を生かした体験ツアーの確立等による漁家所得の向上を促進する。

(イ) 林業

○請島、与路島のソテツが、観賞木用の実、苗等として取引されており、ソテツ林の適切な管理や生産基盤の整備、集出荷体制の整備等を促進する。

(ウ) 商工業

○島内で生産されているさとうきびを利用した黒糖や、地域団体商標を取得した「かけろまきび酢」、自然海塩等の「健康」や「癒し」をテーマにした特産品の生産振興を図る。

(2) 定住促進のための支援体制の整備

○団塊世代や若年層等のUIターン及び二地域居住の促進を図るため、定住・移住に必要な情報（仕事、居住、医療、教育環境等）を一元的に発信するとともに、移住相談から定着まで一貫したサポート体制の構築及び定住促進住宅等の整備を促進する。

2 世界自然遺産登録などを生かした交流拡大のための方策

(1) 世界自然遺産登録を見据えた取組の推進

- 国立公園における保護の課題や提供すべきサービス等について総合的に検討し、自然環境の保全、利用施設の整備及び維持管理、利用者サービスの提供等の地域の関係者が実施すべき具体的な取組内容及び役割分担について国が整理する管理運営計画の作成を促進する。
- ノイヌ・ノネコ等の対策として、飼養動物の適切な飼育管理の徹底を促進する。
- 観光客数の増加による過剰利用を防止し、自然環境の保全と利用の両立を図るため、「奄美群島持続的観光マスタープラン」に基づき、利用のルールを作成や受入体制の整備を進める。
- 「奄美群島エコツーリズム全体構想」に基づき、奄美群島エコツーリズム推進協議会による認定エコツアーガイドの育成やツアーの受入体制の整備等を進める。
- 世界自然遺産推薦地としての価値の維持の重要性などについて、地域住民の理解と協力を得て、群島が一体となった世界自然遺産登録を見据えた取組を推進する。

(2) 共生ネットワークの形成

- 人と自然が共生する地域づくりにおいては、奄美群島自然共生プランに基づき、人と自然が共生するためのネットワークの形成を促進する。

3 滞在型・着地型観光を促進するための方策

(1) 地域資源を生かした観光施策の展開

- 豊かな地域資源を有効に活用した体験プログラムの充実を図りながら、引き続き、「あまみシマ博覧会」の実施やエコツーリズムの推進など、この島ならではの体験・滞在型観光プログラムづくりを促進する。
- 世界自然遺産登録の効果を群島各島へ波及させるため、世界自然遺産奄美トレイルの設定を推進する。
- 体験・滞在型観光に対応した観光施設等の整備を進めるとともに、海上タクシー等を活用

した観光ルートづくりに努める。

- 観光客が目的地に円滑に移動できるよう、観光案内標識等を整備し、沿道には、景観及び自然環境に配慮した植栽等を地域住民との協働で行う。
 - 観光事業者等のおもてなしの向上に努めるなど、観光客の受入体制の整備を図る。
 - 古仁屋の「せとうち海の駅」を拠点として、加計呂麻島、請島、与路島、徳之島等を観光船等で周遊できるクルージングネットワークの形成を図るとともに、島内の観光地間を結ぶ県道等の整備を引き続き推進する。
 - 航路については、加計呂麻島、請島、与路島と古仁屋を結ぶ航路において、国及び県又は県単独の運営費補助等を行うことにより、その維持・確保を図ってきたところであり、引き続き、その維持・確保を図る必要がある。
 - LCC就航等による交流人口の拡大を生かし、交通の利便性を図りながら、世界自然遺産登録の効果を波及させる取組を推進する。
 - 地元農林水産物を活用した特産品、土産品の開発・提供を促進する。
- ### (2) 愛着を育む地域文化の継承、創造
- 島唄や島口については、島唄の歌詞集・CD・DVD「歌い継ぐ奄美の島唄」等を活用した伝承活動等を進めるとともに、伝統文化を披露する機会を創出する取組を推進する。
 - 「文化遺産を活かした地域活性化事業」（文化庁事業）の成果を踏まえ、今後、文化財の保存・継承や、観光等の振興への活用を図る。
 - 優れた芸術に触れる機会を提供するため、今後とも、小・中学校等へ文化芸術団体等を派遣することや、人材育成のための講習会の開催などの取組を進める。

4 奄美群島が抱える条件不利性の改善

(1) 島外車検に伴う車両航送費の負担の軽減

- 島外車検に伴う車両航送費の負担軽減を図るための支援措置の実現に向けて取り組む。

(2) 交通基盤の整備

- 加計呂麻港では小型船の安全な係留のため、小型船だまりの整備を促進する。
- 航路については、引き続き、瀬相～古仁屋～

生間航路等に対する運営費補助等を行うなど、国や航路事業者と連携しながら、航路の維持・確保を図り、運賃軽減を継続する。

- 安脚場実久線は、災害に強い道づくりの観点から整備を推進する。
 - バス路線や生活路線等となっている町道の整備を推進する。古仁屋と加計呂麻島、請島、与路島を結ぶ航路の維持改善、加計呂麻島内をはじめとする道路や港湾の整備など総合的な交通ネットワークの整備促進を図る。廃止路線代替バスについては、引き続き必要な路線の維持を図るとともに、コミュニティバスやデマンド型交通など、地域の実情に合わせた多様な運行形態への転換を促進する。
 - 防災対策や老朽化対策について、計画的に推進する。
- (2) 防災及び国土保全
- 防災関連施設の総合的な整備や避難施設の機能強化、通信設備の整備など防災対策を推進する。

5 奄美群島の生活基盤の確保・充実

(1) 保健医療福祉

- 瀬戸内町へき地診療所による巡回診療を実施する。また、施設・設備の整備を支援するなど、へき地診療所の診療機能の充実を図るほか、医師をはじめとした医療従事者の安定的確保を図る。
 - ハブ対策については、捕獲等による駆除対策、はぶウマ抗毒素の配備や携帯用毒吸出器の普及啓発等による咬傷対策を引き続き推進する。一方、世界自然遺産登録を視野に入れ、生態系保全を目的とした人とハブとの棲み分けを図る。
 - 高齢者や障害者など援護を必要とする者が、できる限り住み慣れた家庭や地域で安心して住み続けることができるよう、地域ぐるみで声かけや安否確認を行う見守り体制の強化に取り組むほか、要援護者のニーズを把握し、生活支援を行うボランティアの活用促進を図る。
- (2) 教育及び人材育成
- 小・中学校については、児童生徒数の減少に

伴って小規模化し、複式学級が多いことから、今後も、隣接小規模校との集合学習や大規模校等との交流学习等を推進し、複式学級の教育方法の改善を進める。

(3) 生活環境

- 水道については、新たな水源の確保や、老朽化施設の更新及び耐震化を促進するとともに、加計呂麻島の未普及地域については、必要に応じ水道整備の促進に努める。
- ごみ処理については、請島・与路島における小型焼却炉による焼却等以外は奄美大島側で処理を行っており、ごみの減量化・リサイクルを引き続き促進していく。

第3節 喜界島

位置：本土から377km、奄美市名瀬から69km（航路距離）

面積：約57km²

人口：約7,200人（1町）

1 定住を促進するための方策

(1) 産業の振興

ア 農業

- さとうきびについては、適期管理の励行や土づくりの推進、優良品種の普及、畑かんの水利用による単収の向上に努め、収穫面積の確保を図るとともに、管理作業受託組織の育成を推進する。
また、バガスやハカマ等の副産物の有効活用を図る。
- 肉用牛については、飼料生産基盤の整備や、ICTの導入、ヘルパー組織、コントラクターの育成を推進する。また、繁殖技術の向上による分娩間隔の短縮や子牛育成技術の向上による子牛の商品性向上に努める。さらに、家畜衛生対策の徹底による家畜疾病の発生とまん延防止に努めるとともに、家畜排せつ物の適切な管理等による環境にやさしい畜産経営の実現を図る。
- 園芸作物については、栽培技術の向上、低コスト・省力化に向けた生産設備の整備、畑かんの水利用による生産性の向上、防風対策など産地育成を総合的に支援する。特

に、トマトやキク類等の産地拡大を推進する。

- ごまについては、実需者との契約栽培を基本に、適切な肥培管理の徹底、は種や収穫作業の省力機械化体系の確立などによる安定生産を推進する。

イ 観光産業

- 多彩な体験プログラムの提供等による体験型観光の推進や、地元農林水産物を活用した特産品、土産品の開発・提供を促進する。

ウ 情報通信産業

- 平成27年度に島内全域に超高速通信網の整備が完了したため、今後は、地域の特性やニーズに応じた利活用を進め、観光客等の利便性の向上や災害時の情報連絡手段など防災面での活用を図るため、公衆無線LANの増設を促進する。
- 携帯電話については、4G・LTE及び5Gの導入を促進する。また、住民のICTを利活用する能力の向上を図る。
- ラジオについては、外国波の混信等によって発生する難聴取の解消を図る。

エ 地域の特性を生かした産業の振興

(ア) 水産業

- クルマエビ養殖業の振興をはじめ漁港や漁場の整備、資源の調査、地域特産種の放流、水産資源の管理、新漁具・漁法の導入等を推進するとともに、地域水産資源を活用した加工品の開発、農林水産物を消費地へ送る際の輸送コスト支援、共同出荷による輸送の合理化、高鮮度流通に必要な施設の整備等を支援することにより、島内外での消費拡大を図り、漁家所得の向上を促進する。
- 世界自然遺産登録を見据え、奄美の水産資源を生かした体験ツアーの確立等による漁家所得の向上を促進する。
- 漁業研修事業の充実や中核的な漁業者の育成、漁協青年部の活性化等を進める。

(イ) 林業

- 海岸防災林の維持造成を計画的に推進するとともに、森林環境教育など森林とのふれあいの推進を図る。

(ウ) 商工業

- 特産品については、奄美黒糖焼酎の新商品開発や島外への販路拡大を進めるとともに、白ごまをはじめとする農林水産物を利用した加工品の開発、商品化を促進する。

(2) 定住促進のための支援体制の整備

- 団塊世代や若年層等のUIターン及び二地域居住の促進を図るため、定住・移住に必要な情報（仕事、居住、医療、教育環境等）を一元的に発信するとともに、移住相談から定着まで一貫したサポート体制の構築及び定住促進住宅等の整備を促進する。

2 世界自然遺産登録などを生かした交流拡大のための方策

(1) 世界自然遺産登録を見据えた取組の推進

- 国立公園における保護の課題や提供すべきサービス等について総合的に検討し、自然環境の保全、利用施設の整備及び維持管理、利用者サービスの提供等の地域の関係者が実施すべき具体的な取組内容及び役割分担について国が整理する管理運営計画の作成を促進する。
- 「奄美群島エコツーリズム全体構想」に基づき、奄美群島エコツーリズム推進協議会による認定エコツアーガイドの育成やツアーの受入体制の整備等を進める。
- サンゴ礁の保護・再生対策については、オニヒトデ等の駆除やモニタリング調査、環境学習等の促進を図る。
- 世界自然遺産推薦地としての価値の維持の重要性などについて、地域住民の理解と協力を得て、群島が一体となった世界自然遺産登録を見据えた取組を推進する。

(2) 共生ネットワークの形成

- 人と自然が共生する地域づくりにおいては、奄美群島自然共生プランに基づき、人と自然が共生するためのネットワークの形成を促進する。

3 滞在型・着地型観光を促進するための方策

(1) 地域資源を生かした観光施策の展開

- 豊かな地域資源を有効に活用した体験プログラムの充実を図りながら、引き続き、「あまみシマ博覧会」の実施やエコツーリズムの推進など、この島ならではの体験・滞在型観光プログラムづくりを促進する。
- 世界自然遺産登録の効果を群島各島へ波及させるため、世界自然遺産奄美トレイルの設定を推進する。
- 体験・滞在型観光に対応した観光施設等の整備を進め、魅力ある島めぐり観光ルートづくりに努める。
- 観光客が目的地に円滑に移動できるよう、観光案内標識等を整備するとともに、路傍植栽や、サンゴの石垣群の復元等による景観に配慮した街並み整備を促進し、地域住民との協働による適切な管理に努める。
- 美しい海水浴場や海岸遊歩道の保全や観光事業者等のおもてなしの向上など、観光客の受入体制の充実を図る。
- 航空路線については、鹿児島、奄美を結ぶ路線において、「奄美群島振興交付金」を活用し、観光客等に対する航空路運賃の軽減を実施することで、交流人口拡大を図ってきたところであり、引き続き、路線の維持・確保を図りつつ、更なる交流人口の拡大に向けた施策を検討する。
- 航路については、鹿児島～喜界～知名航路において、国と協調した運営費補助等を行うことにより、その維持・確保を図るとともに、「奄美群島振興交付金」を活用し、観光客等に対する航路運賃の軽減を実施することで、同島の交流人口拡大を図ってきたところであり、引き続き、その維持・確保を図りつつ更なる交流人口の拡大に向けた施策を検討する。
- 国内外からのクルーズ船の誘致については、世界自然遺産を生かしたクルーズ商品の構築を促進する。
- LCC就航等による交流人口の拡大を生かし、群島間の交通の利便性を図りながら、世界自然遺産登録の効果を群島全体へ波及させる取

組を推進する。

- (一社)奄美群島観光物産協会のホームページをはじめ、各種媒体を積極的に活用し、国内外へ魅力ある観光情報の発信に努める。また、県外の旅行会社等を対象としたセールスや招請の実施、群島内の島々を巡る商品化の支援などの取組を進め、喜界島の認知度向上とともに、更なる誘客を図る。
- 地元農林水産物を活用した特産品、土産品の開発・提供を促進する。
- (2) 愛着を育む地域文化の継承、創造
- 島唄や島口については、島唄の歌詞集・CD・DVD「歌い継ぐ奄美の島唄」等を活用した伝承活動等を進めるとともに、伝統文化を披露する機会を創出する取組を推進する。
- 優れた芸術に触れる機会を提供するため、今後とも、小・中学校等へ文化芸術団体等を派遣することや、人材育成のための講習会の開催などの取組を進める。
- 平成29年度に国史跡に指定された城久遺跡群について、保存整備に関する基本計画を策定するとともに、今後、郷土学習や観光等の振興への活用を図る。

4 奄美群島が抱える条件不利性の改善

(1) 交通基盤の整備

- 喜界空港については、航空機の安全運航の確保及び航空輸送需要の動向に対応した空港施設の更新・改良を図るほか、引き続き、国と協調した運航費補助や機体購入費補助を行うなど、国や航空会社と連携しながら、喜界～鹿児島路線など航空路線の維持・充実を図り、運賃軽減を継続するとともに、運賃軽減の拡充を検討する。
- 湾港については、定期船就航率の向上とふ頭の安全性向上のための外郭施設や、機能向上のための臨港道路等の整備を推進する。
- 航路については、鹿児島～喜界～知名航路に対する運営費補助等を行うなど、国や航路事業者と連携しながら、航路の維持・確保を図り、運賃軽減を継続するとともに、運賃軽減の拡充を検討する。
- 喜界島港については、漁船等の安全な利用に

即した施設の整備を促進する。

- 一般県道喜界島循環線等の整備を進め、アクセスを改善し、大島本島、本土との近接性を確保するとともに、島内各集落との交通の円滑化、住民の利便性の向上に努める。また、島内各集落間の交流を促進するため、バス路線や生活路線等となっている町道の整備を推進する。廃止路線代替バスについては、引き続き必要な路線の維持を図るとともに、コミュニティバスやデマンド型交通など、地域の実情に合わせた多様な運行形態への転換を促進する。
- 防災対策や老朽化対策について、計画的に推進する。
- (2) 防災及び国土保全
- 防災関連施設の総合的な整備や避難施設の機能強化、通信設備の整備など防災対策を推進する。

5 奄美群島の生活基盤の確保・充実

- (1) 保健医療福祉
- 県立大島病院を中心とした群島内の医療連携体制の充実を図るとともに、地域医療構想調整会議を通じた医療機関相互の協議を促進し、病床機能の分化・連携を推進する。
- 高齢者や障害者など援護を必要とする者が、できる限り住み慣れた家庭や地域で安心して住み続けることができるよう、地域ぐるみで声かけや安否確認を行う見守り体制の強化に取り組むほか、要援護者のニーズを把握し、生活支援を行うボランティアの活用促進を図る。
- (2) 教育及び人材育成
- 連携型中高一貫教育による教員の相互乗り入れ授業等によるきめ細かい指導により、生徒も授業に積極的に取り組むようになっており、今後も、地域特性を生かした特色ある教育を進める。
- かごしま県民大学中央センター、市町村、大学等と連携して、多様な学習機会を提供する。
- (3) 生活環境
- 水道については、新たな水源の確保や簡易水道の統合整備を図るとともに、老朽化施設の

更新及び耐震化、広域的な連携を促進する。

- 安全で快適な生活環境の実現のため、合併処理浄化槽の整備を促進する。併せて、下水道施設及び農業集落排水施設を計画的に改築し、機能維持を図る。
- 公営住宅については、住まいのセーフティネットの役割を踏まえつつ、地域の実情や課題に応じた良質な住宅の供給を図るため、建替や改善等の手法を適切に選択しながら、住宅の長寿命化と良質なストックの維持に努めるとともに、民間事業者の活用や空き家の活用により公営住宅を補完する住まいの確保を検討する。
- ごみ処理については、最終処分場の整備を計画しており、また、焼却施設及びマテリアルリサイクル推進施設を整備中であり、ごみの減量化・リサイクルを引き続き促進していく。

第4節 徳之島

位置：本土から492km、奄美市名瀬から109km（航路距離）

面積：約248km²

人口：約2万3千人（3町）

1 定住を促進するための方策

- (1) 産業の振興
- ア 農業
- さとうきびについては、適期管理の励行や土づくりの推進、優良品種の普及、畑かんの水利用による単収の向上に努め、収穫面積の確保を図るとともに、管理作業受託組織の育成を推進する。
- 肉用牛については、飼料生産基盤の整備や、ICTの導入、ヘルパー組織、コントラクターの育成を推進するとともに、奄美群島唯一のTMRセンターを活用して、さとうきび副産物や自給粗飼料を用いた低コスト飼料の生産・利用拡大を図る。
- また、繁殖技術向上による分娩間隔の短縮や子牛育成技術の向上による子牛の商品性向上に努める。さらに、家畜衛生対策の徹底による家畜疾病の発生とまん延防止に努めるとともに、家畜排せつ物の適切な管理

等による環境にやさしい畜産経営の実現を図る。

- 園芸作物については、生産・流通コストの軽減を図りながら、ハウス施設の整備、農業機械の導入による労力の省力化、防風対策等を講ずることにより産地育成を総合的に支援する。

野菜については、ばれいしょ、実えんどう等の産地拡大を推進する。中でも、かごしまブランド品目であるばれいしょは、本県リレー出荷の主要産地となっており、そうか病・疫病の適期防除や優良種芋の確保等による安定生産を図る。

果樹については、マンゴーの着色向上、たんかんの外観向上やパパイヤの防風対策等による安定生産・品質向上に取り組む。

- 茶については、有機栽培など栽培・加工技術の確立に取り組むとともに、機能性を前面に出した販促活動等を支援し、茶農家の経営安定を図る。

イ 観光産業

- 多彩な体験プログラムの提供等による体験型観光の推進や、地元農林水産物を活用した特産品、土産品の開発・提供を促進する。

ウ 情報通信産業

- 徳之島町においては、町内全域への超高速ブロードバンドの基盤整備の拡張を図る。
- 観光客等の利便性の向上や災害時の情報連絡手段など防災面での活用を図るため、公衆無線LANの増設を促進する。
- 携帯電話については、4G・LTE及び5G導入を促進する。
- 住民のICTを利活用する能力の向上を図る。
- ラジオについては、外国波の混信等によって発生する難聴取の解消を図る。
- CATVが整備されている地域については、地域の情報通信基盤としての機能の維持・向上を図る。

エ 地域の特性を生かした産業の振興

(ア) 水産業

- カツオ・マグロ類、ソデイカ等を対象とした漁船漁業の振興を図るため、漁場の

整備、資源の調査、地域特産種の放流、水産資源の管理、新漁具・漁法の導入、加工品の開発、漁港の整備を推進する。

- 農林水産物を消費地へ送る際の輸送コスト支援、共同出荷による輸送の合理化、高鮮度流通に必要な施設の整備等を支援することにより、島内外での消費拡大を図り、漁家所得の向上を促進する。

- 世界自然遺産登録を見据え、奄美の水産資源を生かした体験ツアーの確立等による漁家所得の向上を促進する。

- 漁業研修事業の充実や中核的な漁業者の育成、漁業者グループの活性化等を進める。

(イ) 林業

- 林業生産活動と自然環境の保全との調和を図りながら、重視すべき森林の機能に応じた森林整備や、効率的かつ安定的な木材の生産体制の整備、建築内装材等としての奄美産材の加工・流通体制の整備、林業就業者等の育成などを促進する。

- しいたけなどの特産林産物の生産振興を図る。

- 森林とのふれあいの推進を図るとともに、自然環境に配慮した森林施業に関する調査研究を推進する。

(ウ) 商工業

- 特産品については、奄美黒糖焼酎の新商品開発や島外への販路拡大を進めるとともに、自然海塩や落花生、パパイヤ、マンゴー、グァバ、ウコン、ガジュツ等の農林水産物を利用した加工品の開発、商品化を促進する。

(2) 定住促進のための支援体制の整備

- 団塊世代や若年層等のUIターン及び二地域居住の促進を図るため、定住・移住に必要な情報（仕事、居住、医療、教育環境等）を一元的に発信するとともに、移住相談から定着まで一貫したサポート体制の構築及び定住促進住宅等の整備を促進する。

2 世界自然遺産登録などを生かした交流拡大のための方策

- (1) 世界自然遺産登録を見据えた取組の推進
- 国立公園における保護の課題や提供すべきサービス等について総合的に検討し、自然環境の保全、利用施設の整備及び維持管理、利用者サービスの提供等の地域の関係者が実施すべき具体的な取組内容及び役割分担について国が整理する管理運営計画の作成を促進する。
 - アマミノクロウサギ等のロードキル（交通事故）や希少野生生物の盗採等への対策の推進や、外来種の対策としてマングース・ノヤギ・オオキンケイギク等の駆除等を行うほか、ノイヌ・ノネコ等の対策として、飼養動物の適切な飼育管理の徹底を促進するとともに、捕獲等を含めた体制整備を進める。
 - 観光客数の増加による過剰利用を防止し、自然環境の保全と利用の両立を図るため、「奄美群島持続的観光マスタープラン」に基づき、利用のルールを作成や受入体制の整備を進める。
 - 「奄美群島エコツーリズム全体構想」に基づき、奄美群島エコツーリズム推進協議会による認定エコツアーガイドの育成やツアーの受入体制の整備等を進める。
 - 世界自然遺産推薦地としての価値の維持の重要性などについて、地域住民の理解と協力を得て、群島が一体となった世界自然遺産登録を見据えた取組を推進する。
 - 屋久島など他の世界自然遺産登録地と連携して、登録による成果と保全管理上の課題、持続可能な利用の取組、地域社会が果たす役割等を紹介するセミナー等を開催し、世界自然遺産登録を見据えた地域の気運の醸成を図る。
- (2) 共生ネットワークの形成
- 人と自然が共生する地域づくりにおいては、奄美群島自然共生プランに基づき、人と自然が共生するためのネットワークの形成を促進する。

3 滞在型・着地型観光を促進するための方策

(1) 地域資源を生かした観光施策の展開

- 豊かな地域資源を有効に活用した体験プログラムの充実を図りながら、「あまみシマ博覧会」の実施やエコツーリズムの推進など、この島ならではの体験・滞在型観光プログラムづくりを促進する。
- 世界自然遺産登録の効果を群島各島へ波及させるため、世界自然遺産奄美トレイルの設定を推進するほか、天城クロスカントリーパーク等でのマラソン、駅伝、トライアスロン大会等の各種スポーツイベント、闘牛大会など観光イベント等の開催や暖かい気候を生かしたスポーツ合宿の誘致に努める。
- 体験・滞在型観光に対応した観光施設等の整備を進めながら、金見崎ソテツトンネルや犬田布岬など、個性ある地域資源を組み合わせた周遊観光ルートづくりに努める。
- 観光客が目的地に円滑に移動できるよう、観光案内標識等の整備を促進する。また、拠点観光地や空港、港周辺、路傍等において植栽し、地域住民との協働による景観形成や快適性の向上に努めるほか、観光事業者等のおもてなしの向上など、観光客の受入体制の充実を図る。
- 航空路線については、鹿児島や奄美とを結ぶ路線において、「奄美群島振興交付金」を活用し、観光客等に対する航空運賃の軽減を実施することで、交流人口拡大を図ってきたところであり、引き続き、路線の維持・確保を図りつつ、更なる交流人口拡大に向けた施策を検討する。
- 国際チャーター便の徳之島空港への就航に向けた取組の検討を行う。
- 航路については、群島各島や鹿児島、沖縄間を結ぶ航路において、「奄美群島振興交付金」を活用し、観光客等に対する航路運賃の軽減を実施することで、同島の交流人口拡大を図ってきたところであり、引き続き、更なる交流人口の拡大に向けた施策を検討する。
- 国内外からのクルーズ船の誘致については、世界自然遺産を生かしたクルーズ商品の構築を促進する。

- 空港や港と島内の観光地間を結ぶ主要な道路や島内を循環する道路の整備を引き続き推進する。
- LCC就航等による交流人口の拡大を生かし、群島間の交通の利便性を図りながら、世界自然遺産登録の効果を群島全体へ波及させる取組を推進する。
- (一社)奄美群島観光物産協会のホームページをはじめ、各種媒体を積極的に活用し、国内外へ魅力ある観光情報の発信に努める。また、県外の旅行会社等を対象としたセールスや招請の実施、群島内の島々を巡る商品化の支援などの取組を進め、徳之島の認知度向上とともに、更なる誘客を図る。
- 多彩な体験プログラムの提供等による体験型観光の推進や、地元農林水産物を活用した特産品、土産品の開発・提供を促進する。
- (2) 愛着を育む地域文化の継承、創造
 - 鳥唄や島口については、鳥唄の歌詞集・CD・DVD「歌い継ぐ奄美の鳥唄」等を活用した伝承活動等を進めるとともに、伝統文化を披露する機会を創出する取組を推進する。
 - 優れた芸術に触れる機会を提供するため、今後とも小・中学校等へ文化芸術団体等を派遣することや、人材育成のための講習会の開催などの取組を進める。
 - 国史跡に指定された徳之島カムイヤキ陶器窯跡については、保存管理に関する基本計画に基づき郷土学習や観光等の振興への活用を図る。

4 奄美群島が抱える条件不利性の改善

- (1) 交通基盤の整備
 - 徳之島空港については、航空機の安全運航の確保及び航空輸送需要の動向に対応した空港施設の更新・改良を図るほか、引き続き、国と協調した運航費補助や機体購入費補助を行うなど、国や航空会社と連携しながら、徳之島～鹿児島路線など航空路線の維持・充実を図り、運賃軽減を継続するとともに、運賃軽減の拡充を検討する。
 - 亀徳港については、外郭施設の整備を進め、定期船の就航率の向上、台風波浪による浸水

被害等に対する上屋等の安全性の確保を図る。また、平土野港については、港湾施設の老朽化対策を推進し、既存岸壁の有効活用も含めたクルーズ船の受入環境の整備を図る。

- 航路については、鹿児島～喜界～知名航路に対する運営費補助等を行うなど、国や航路事業者と連携しながら、航路の維持・確保を図り、運賃軽減を継続するとともに、運賃軽減の拡充を検討する。
- 主要地方道の伊仙亀津徳之島空港線及び伊仙天城線や一般県道等の整備を進め、島内各地域から空港、港湾及び中心市街地へのアクセスを改善する。島内各集落間の交流を促進するため、バス路線や生活路線等となっている町道の整備を推進する。廃止路線代替バスについては、引き続き必要な路線の維持を図るとともに、コミュニティバスやデマンド型交通など、地域の実情に合わせた多様な運行形態への転換を促進する。
- 防災対策や老朽化対策について、計画的に推進する。
- (2) 防災及び国土保全
 - 防災関連施設の総合的な整備や避難施設の機能強化、通信設備の整備など防災対策を推進する。

5 奄美群島の生活基盤の確保・充実

- (1) 保健医療福祉
 - 県立大島病院を中心として、沖縄県の協力も得ながら、群島内の医療連携体制の充実を図るとともに、地域医療構想調整会議を通じた医療機関相互の協議を促進し、病床機能の分化・連携を推進する。また、医師をはじめとした医療従事者の安定的確保を図る。
 - ハブ対策については、捕獲等による駆除対策、はぶウマ抗毒素の配備や携帯用毒吸出器の普及啓発等による咬傷対策を引き続き推進する。一方、世界自然遺産登録を視野に入れ、生態系保全を目的とした人とハブとの棲み分けを図る。
 - 高齢者や障害者など援護を必要とする者が、できる限り住み慣れた家庭や地域で安心して住み続けることができるよう、地域ぐるみで

声かけや安否確認を行う見守り体制の強化に取り組みほか、要援護者のニーズを把握し、生活支援を行うボランティアの活用促進を図る。

(2) 教育及び人材育成

○かごしま県民大学中央センター，市町村，大学等と連携して，多様な学習機会を提供する。

(3) 生活環境

○水道については，新たな水源の確保や簡易水道の統合整備を図るとともに，老朽化施設の更新及び耐震化，広域的な連携を促進する。

○徳之島町の中心市街地については，安全で快適な生活環境の実現のため，公共下水道の整備を引き続き促進し，その他の地区については，合併処理浄化槽の整備を促進する。併せて，下水道施設及び農業集落排水施設を計画的に改築し，機能維持を図る。

○公営住宅については，住まいのセーフティネットの役割を踏まえつつ，地域の実情や課題に応じた良質な住宅の供給を図るため，建替や改善等の手法を適切に選択しながら，住宅の長寿命化と良質なストックの維持に努めるとともに，民間事業者の活用や空き家の活用により公営住宅を補完する住まいの確保を検討する。

第5節 沖永良部島

位置：本土から546km，奄美市名瀬から163km（航路距離）

面積：約94km²

人口：約1万3千人（2町）

1 定住を促進するための方策

(1) 産業の振興

ア 農業

○さとうきびについては，適期管理の励行や土づくりの推進，優良品種の普及，畑かんの水利用による単収の向上に努め，収穫面積の確保を図るとともに，管理作業受託組織の活動の充実を図る。

○肉用牛については，飼料生産基盤の整備や，ICTの導入，ヘルパー組織，コントラクターの育成を推進するとともに，繁殖技術の向

上による分娩間隔の短縮や子牛育成技術の向上による子牛の商品性向上に努める。また，家畜衛生対策の徹底による家畜疾病の発生とまん延防止に努めるとともに，家畜排せつ物の適切な管理等による環境にやさしい畜産経営の実現を図る。

○園芸作物については，生産・流通コストの軽減を図りながら，ハウス施設の整備，農業機械の導入による労力の省力化，防風対策等を講ずることにより産地育成を総合的に支援する。野菜については，ばれいしょ，さといも，いんげん等の産地拡大を推進する。中でも，かごしまブランド品目であるばれいしょは，本県リレー出荷の主要産地となっており，そうか病・疫病の適期防除や優良種芋の確保等による安定生産を図る。

○果樹については，マンゴーの基本技術の徹底による安定生産・品質向上を図る。

○花きについては，地域特性を生かした新品目・新品種の導入やさとうきびや野菜と組み合わせた輪作体系によるグラジオラス等の露地栽培の生産の拡大を図る。また，スプレーギク等については，平張施設の普及等による産地体制の強化を図る。ユリ球根については，健全な優良種苗の供給や新品種の開発等による安定生産を推進する。

○地域特産物の葉たばこについては，栽培技術の向上に加え，低コストで高単収・高品質な葉たばこ生産を図るとともに，経営感覚に優れた担い手農家の確保・育成を推進する。

イ 観光産業

○多彩な体験プログラムの提供等による体験型観光の推進や，地元農林水産物を活用した特産品，土産品の開発・提供を促進する。

ウ 情報通信産業

○光ファイバによる超高速通信網の整備が完了し，医療，福祉，教育，観光，防災等の分野において活用しており，地域の特性やニーズに応じた利活用を進め，地域の活性化を図る。また，観光客等の利便性の向上や災害時の情報連絡手段など防災面での活

用を図るため、公衆無線LANの増設を促進する。

- 携帯電話については、4G・LTE及び5Gの導入を促進する。
- 住民のICTを利活用する能力の向上を図る。
- ラジオについては、外国波の混信等によって発生する難聴取の解消を図る。
- CATVが整備されている地域については、地域の情報通信基盤としての機能の維持・向上を図る。

エ 地域の特性を生かした産業の振興

(ア) 水産業

- カツオ・マグロ類、ソデイカ等を対象とした漁船漁業の振興を図るため、漁場の整備、資源の調査、地域特産種の放流、水産資源の管理、新漁具・漁法の導入、加工品の開発、漁港の整備を推進するとともに、農林水産物を消費地へ送る際の輸送コスト支援、共同出荷による輸送の合理化、高鮮度流通に必要な施設の整備等を支援することにより、島内外での消費拡大を図り、漁家所得の向上を促進する。
- 世界自然遺産登録を見据え、奄美の水産資源を生かした体験ツアーの確立等による漁家所得の向上を促進する。
- 漁業研修事業の充実や中核的な漁業者の育成、漁業者グループの活性化等を進める。

(イ) 林業

- 林業生産活動と自然環境の保全との調和を図りながら、重視すべき森林の機能に応じた森林整備を推進する。
- 特用林産物のきくらげについては、技術指導を通じて栽培の安定化を図る。
- 海岸防災林の維持造成を計画的に推進する。

(ウ) 商工業

- 特産品については、奄美黒糖焼酎の新商品開発や島外への販路拡大を進めるとともに、パパイヤやきくらげ、桑、マンゴー、ばれいしょ等の農林水産物を生かした加

工品の開発、島の代表的産物である花き類を生かした加工品の開発、商品化を促進する。

(2) 定住促進のための支援体制の整備

- 団塊世代や若年層等のUIターン及び二地域居住の促進を図るため、定住・移住に必要な情報（仕事、居住、医療、教育環境等）を一元的に発信するとともに、移住相談から定着まで一貫したサポート体制の構築及び定住促進住宅等の整備を促進する。

2 世界自然遺産登録などを生かした交流拡大のための方策

(1) 世界自然遺産登録を見据えた取組の推進

- 国立公園における保護の課題や提供すべきサービス等について総合的に検討し、自然環境の保全、利用施設の整備及び維持管理、利用者サービスの提供等の地域の関係者が実施すべき具体的な取組内容及び役割分担について国が整理する管理運営計画の作成を促進する。
- 「奄美群島エコツーリズム全体構想」に基づき、奄美群島エコツーリズム推進協議会による認定エコツアーガイドの育成やツアーの受入体制の整備等を進める。
- 世界自然遺産推薦地としての価値の維持の重要性などについて、地域住民の理解と協力を得て、群島が一体となった世界自然遺産登録を見据えた取組を推進する。

(2) 共生ネットワークの形成

- 人と自然が共生する地域づくりにおいては、奄美群島自然共生プランに基づき、人と自然が共生するためのネットワークの形成を促進する。

3 滞在型・着地型観光を促進するための方策

(1) 地域資源を生かした観光施策の展開

- 豊かな地域資源を有効に活用した体験プログラムの充実を図りながら、「あまみシマ博覧会」の実施やエコツーリズムの推進など、この島ならではの体験・滞在型観光プログラムづくりを促進する。
- 世界自然遺産登録の効果を群島各島へ波及さ

せるため、世界自然遺産奄美トレイルの設定を推進するほか、タラソテラピー施設の「タラソおきのえらぶ」を活用し、癒しと健康を求めて島外の人が訪れ、移り住みたくするためのPR活動を促進する。

- 昇龍洞や田皆岬，ワンジョ海浜公園など拠点となる観光地をはじめ，日本一のガジュマル，西郷隆盛や琉球王朝にまつわる史跡，季節毎の花等を組み合わせることにより，島内を周遊することができる観光ルートづくりに努める。
- 観光客が目的地に円滑に移動できるよう，観光案内標識等を整備する。併せて，花の島のイメージを確立するため，拠点となる観光地や空港周辺，街路等に自然景観等に適した花木等の植栽を進め，花を生かした公園の整備を図るなど，地域住民との協働で，沖永良部島らしさのある景観づくりや快適性の向上に努める。
- 体験・滞在型観光に対応できる観光施設等の整備促進や観光事業者等のおもてなしの向上など，観光客の受入体制の充実を図る。
- 航空路線については，鹿児島，奄美，与論を結ぶ路線において，「奄美群島振興交付金」を活用し，観光客等に対する航空運賃の軽減を実施することで，同島の交流人口拡大を図ってきたところであり，引き続き，更なる交流人口拡大に向けた施策を検討する。
- 航路については，群島各島や鹿児島，沖縄間を結ぶ航路において，「奄美群島振興交付金」を活用し，観光客等に対する航路運賃の軽減を実施することで，同島の交流人口拡大を図ってきたところであり，引き続き，更なる交流人口の拡大に向けた施策を検討する。
- 国内外からのクルーズ船の誘致については，世界自然遺産を生かしたクルーズ商品の構築を促進する。
- 空港や港と島内の観光地間を結ぶ主要な道路や島内を循環する道路の整備を引き続き推進する。
- LCC就航等による交流人口の拡大を生かし，群島間の交通の利便性を図りながら，世界自然遺産登録の効果を群島全体へ波及させる取

組を推進する。

- (一社)奄美群島観光物産協会のホームページをはじめ，各種媒体を積極的に活用し，国内外へ魅力ある観光情報の発信に努める。
 - 県外の旅行会社等を対象としたセールスや招請の実施，群島内の島々を巡る商品化の支援などの取組を進め，沖永良部島の認知度向上とともに，更なる誘客を図る。
 - 農林水産業や奄美黒糖焼酎等の特産品の地域産業と連携し，多彩な体験プログラムの提供等による体験型観光の推進や，地元農林水産物を活用した特産品，土産品の開発・提供を促進する。
- (2) 愛着を育む地域文化の継承，創造
- 島唄や島口については，島唄の歌詞集・CD・DVD「歌い継ぐ奄美の島唄」等を活用した伝承活動等を進めるとともに，伝統文化を披露する機会を創出する取組を推進する。
 - 優れた芸術に触れる機会を提供するため，今後とも小・中学校等へ文化芸術団体等を派遣することや，人材育成のための講習会の開催などの取組を進める。
 - 国史跡に指定された住吉貝塚については，整備・活用策を始めており，今後，郷土学習や観光等の振興への活用を図る。

4 奄美群島が抱える条件不利性の改善

(1) 交通基盤の整備

- 沖永良部空港については，航空機の安全運航の確保及び航空輸送需要の動向に対応した空港施設の更新・改良を図るほか，引き続き，国と協調した運航費補助や機体購入費補助を行うなど，国や航空会社と連携しながら，沖永良部～鹿児島路線など航空路線の維持・充実を図り，運賃軽減を継続するとともに，運賃軽減の拡充を検討する。
- 和泊港については，外郭施設の整備を図り，花きなどの出荷が集中する春季における北東方向の波浪に対応する整備を推進する。
- 伊延港については，定期船等の安全な利用を図るため，また，住吉港においては，貨物船の利用向上を図るため施設の適正な維持管理を図る。

- 航路については、鹿児島～喜界～知名航路に対する運営費補助等を行うなど、国や航路事業者と連携しながら、航路の維持・確保を図り、運賃軽減を継続するとともに、運賃軽減の拡充を検討する。
- 一般県道国頭知名線等の整備を進め、島内各地域から空港、港湾及び中心市街地へのアクセスを改善する。また、島内各集落間の交流を促進するため、バス路線や生活路線等となっている町道の整備を推進する。廃止路線代替バスについては、引き続き必要な路線の維持を図るとともに、コミュニティバスやデマンド型交通など、地域の実情に合わせた多様な運行形態への転換を促進する。
- 防災対策や老朽化対策について、計画的に推進する。
- (2) 防災及び国土保全
- 防災関連施設の総合的な整備や避難施設の機能強化、通信設備の整備など防災対策を推進する。

5 奄美群島の生活基盤の確保・充実

- (1) 保健医療福祉
- 県立大島病院を中心として、沖縄県の協力も得ながら、群島内の医療連携体制の充実を図るとともに、地域医療構想調整会議を通じた医療機関相互の協議を促進し、病床機能の分化・連携を推進する。また、医師をはじめとした医療従事者の安定的確保を図る。
- 高齢者や障害者など援護を必要とする者が、できる限り住み慣れた家庭や地域で安心して住み続けることができるよう、地域ぐるみで声かけや安否確認を行う見守り体制の強化に取り組むほか、要援護者のニーズを把握し、生活支援を行うボランティアの活用促進を図る。
- (2) 教育及び人材育成
- かごしま県民大学中央センター、市町村、大学等と連携して、多様な学習機会を提供する。
- (3) 生活環境
- 水道については、新たな水源の確保を図るとともに、老朽化施設の更新及び耐震化、広域的な連携を促進する。

- 安全で快適な生活環境の実現のため、公共下水道及び合併処理浄化槽の整備を促進する。併せて、下水道施設及び農業集落排水施設を計画的に改築し、機能維持を図る。
- 公営住宅については、住まいのセーフティネットの役割を踏まえつつ、地域の実情や課題に応じた良質な住宅の供給を図るため、建替や改善等の手法を適切に選択しながら、住宅の長寿命化と良質なストックの維持に努めるとともに、民間事業者の活用や空き家の活用により公営住宅を補完する住まいの確保を検討する。

第6節 与論島

位置：本土から594km、奄美市名瀬から211km（航路距離）

面積：約21km²

人口：約5,200人（1町）

1 定住を促進するための方策

(1) 産業の振興

ア 農業

- さとうきびについては、適期管理の励行や土づくりの推進、優良品種の普及等による単収の向上に努め、収穫面積の確保を図るとともに、管理作業受託組織の育成を推進する。また、ハーベスタの計画的な導入による収穫作業の機械化を推進する。
- 肉用牛については、ICTの導入、ヘルパー組織、コントラクターの育成を推進する。また、繁殖技術の向上による分娩間隔の短縮や子牛育成技術の向上による子牛の商品性向上に努める。さらに、家畜衛生対策の徹底による家畜疾病の発生とまん延防止に努めるとともに、家畜排せつ物の適切な管理等による環境にやさしい畜産経営の実現を図る。
- 園芸作物については、生産・流通コストの軽減に努めるとともに、ハウス施設の整備、農業機械の導入による労力の省力化、防風対策等を講ずることにより産地育成を総合的に支援する。野菜については、さとも、いんげん等の産地拡大を推進する。特に、

さともについては、疫病の適期防除や優良種芋の確保等による安定生産を図る。ソリダコ等の花きについては、施設化による品質向上や安定生産を推進する。

イ 観光産業

○多彩な体験プログラムの提供等による体験型観光の推進や、地元農林水産物を活用した特産品、土産品の開発・提供を促進する。

ウ 情報通信産業

○既に光ファイバによる超高速通信網の整備が完了し、住民へのサービスの提供を行っており、地域の特性やニーズに応じた利活用に努め、地域の活性化を図る。また、観光客等の利便性の向上や災害時の情報連絡手段など防災面での活用を図るため、公衆無線LANの増設を促進する。

○携帯電話については、4G・LTE及び5Gの導入を促進する。

○住民のICTを利活用する能力の向上を図る。

○ラジオについては、外国波の混信等によって発生する難聴取の解消を図る。

エ 地域の特性を生かした産業の振興

(ア) 水産業

○カツオ・マグロ類、ソデイカ、タチウオ等を対象とした漁船漁業の振興を図るため、浮魚礁の設置、資源の調査、地域特産種の放流、瀬物類をはじめとした水産資源の管理、新漁具・漁法の導入、加工品の開発を推進するとともに、モズク養殖業の振興や漁港の整備、農林水産物を消費地へ送る際の輸送コスト支援、共同出荷による輸送の合理化、高鮮度流通に必要な施設の整備等を支援することにより、島内外での消費拡大を図り、漁家所得の向上を促進する。

○世界自然遺産登録を見据え、奄美の水産資源を生かした体験ツアーの確立等による漁家所得の向上を促進する。

○漁業研修事業の充実や若手漁業者グループの育成や水産加工等で水産物の付加価値向上に重要な役割を担う女性グループの育成を推進する。

(イ) 林業

○保安林の適正な整備・管理を図るとともに、海岸防災林の維持造成を計画的に推進する。また、森林環境教育など森林とのふれあいの推進を図る。

(ウ) 商工業

○奄美黒糖焼酎の新商品開発や島外への販路拡大を進める。

(2) 定住促進のための支援体制の整備

○団塊世代や若年層等のUIターン及び二地域居住の促進を図るため、定住・移住に必要な情報（仕事、居住、医療、教育環境等）を一元的に発信するとともに、移住相談から定着まで一貫したサポート体制の構築及び定住促進住宅等の整備を促進する。

2 世界自然遺産登録などを生かした交流拡大のための方策

(1) 世界自然遺産登録を見据えた取組の推進

○国立公園における保護の課題や提供すべきサービス等について総合的に検討し、自然環境の保全、利用施設の整備及び維持管理、利用者サービスの提供等の地域の関係者が実施すべき具体的な取組内容及び役割分担について国が整理する管理運営計画の作成を促進する。

○「奄美群島エコツーリズム全体構想」に基づき、奄美群島エコツーリズム推進協議会による認定エコツアーガイドの育成やツアーの受入体制の整備等を進める。

○世界自然遺産推薦地としての価値の維持の重要性などについて、地域住民の理解と協力を得て、群島が一体となった世界自然遺産登録を見据えた取組を推進する。

(2) 共生ネットワークの形成

○人と自然が共生する地域づくりにおいては、奄美群島自然共生プランに基づき、人と自然が共生するためのネットワークの形成を促進する。

3 滞在型・着地型観光を促進するための方策

(1) 地域資源を生かした観光施策の展開

○豊かな地域資源を有効に活用した体験プログ

ラムの充実を図りながら、「あまみシマ博覧会」の実施やエコツーリズムの推進など、この島ならではの体験・滞在型観光プログラムづくりを促進する。

- 世界自然遺産登録の効果を群島各島へ波及させるため、世界自然遺産奄美トレイルの設定を推進する。
- 「東洋の真珠」と絶賛される与論島のエメラルドの海と白い砂浜等の自然環境を生かし、海洋レクリエーションなど、体験・滞在型観光に対応した観光施設等の整備・充実を促進する。
- 世界自然遺産登録も見据えながら、観光客が目的地に円滑に移動できるよう、観光案内標識等の整備を促進する。併せて、与論島の自然や文化的な特性に配慮した街路、園地等の修景や街並み整備などを地域住民との協働のもと進めるほか、観光事業者等のおもてなしの向上など、観光客の受入体制の充実を図る。
- 航空路線については、鹿児島、奄美、沖永良部、那覇を結ぶ路線において、「奄美群島振興交付金」を活用し、観光客等に対する航空運賃の軽減を実施することで、同島の交流人口拡大を図ってきたところであり、引き続き、更なる交流人口拡大に向けた施策を検討する。
- 航路については、群島各島や鹿児島、沖縄間を結ぶ航路において、「奄美群島振興交付金」を活用し、観光客等に対する航路運賃の軽減を実施することで、交流人口拡大を図ってきたところであり、引き続き、更なる交流人口の拡大に向けた施策を検討する。
- 国内外からのクルーズ船の誘致については、世界自然遺産を生かしたクルーズ商品の構築を促進する。
- 空港や港と島内の観光地間を結ぶ主要な道路や島内を循環する道路の整備を引き続き推進する。
- LCC就航等による交流人口の拡大を生かし、群島間の交通の利便性を図りながら、世界自然遺産登録の効果を群島全体へ波及させる取組を推進する。
- (一社) 奄美群島観光物産協会のホームペー

ジをはじめ、各種媒体を積極的に活用し、国内外へ魅力ある観光情報の発信に努める。

- 県外の旅行会社等を対象としたセールスや招請の実施、群島内の島々を巡る商品化の支援などの取組を進め、与論島の認知度向上とともに、更なる誘客を図る。
 - 農林水産業や奄美黒糖焼酎等の特産品の地域産業と連携し、多彩な体験プログラムの提供等による体験型観光の推進や、地元農林水産物を活用した特産品、土産品の開発・提供を促進する。
- (2) 愛着を育む地域文化の継承、創造
- 島唄や島口については、島唄の歌詞集・CD・DVD「歌い継ぐ奄美の島唄」等を活用した伝承活動等を進めるとともに、伝統文化を披露する機会を創出する取組を進める。
 - 優れた芸術に触れる機会を提供するため、今後とも小・中学校等へ文化芸術団体等を派遣することや、人材育成のための講習会の開催などの取組を進める。

4 奄美群島が抱える条件不利性の改善

(1) 交通基盤の整備

- 与論空港については、航空機の安全運航の確保及び航空輸送需要の動向に対応した空港施設の更新・改良を図るほか、引き続き、国と協調した運航費補助や機体購入費補助を行うなど、国や航空会社と連携しながら、与論～鹿児島路線など航空路線の維持・充実を図り、運賃軽減を継続するとともに、運賃軽減の拡充を検討する。
 - 与論港については、定期船等の安全な利用を図るため、港湾施設の老朽化対策を推進する。
 - 航路については、今後とも、国や航路事業者と連携しながら運賃軽減を継続するとともに、運賃軽減の拡充を検討する。
 - 一般県道与論島循環線等の整備を進め、空港、港湾とのアクセスを改善することにより、観光立島を支援するとともに、住民の利便性の向上を図る。
- また、島内各集落間の交流を促進するため、バス路線や生活路線等となっている町道の整備を推進する。廃止路線代替バスについて

は、引き続き必要な路線の維持を図るとともに、コミュニティバスやデマンド型交通など、地域の実情に合わせた多様な運行形態への転換を促進する。

○防災対策や老朽化対策について、計画的に推進する。

(2) 防災及び国土保全

○防災関連施設の総合的な整備や避難施設の機能強化、通信設備の整備など防災対策を推進する。

5 奄美群島の生活基盤の確保・充実

(1) 保健医療福祉

○県立大島病院を中心として、沖縄県の協力も得ながら、群島内の医療連携体制の充実を図るとともに、地域医療構想調整会議を通じた医療機関相互の協議を促進し、病床機能の分化・連携を推進する。また、医師をはじめとした医療従事者の安定的確保を図る。

○高齢者や障害者など援護を必要とする者が、できる限り住み慣れた家庭や地域で安心して住み続けることができるよう、地域ぐるみで声かけや安否確認を行う見守り体制の強化に取り組むほか、要援護者のニーズを把握し、生活支援を行うボランティアの活用促進を図る。

(2) 教育及び人材育成

○連携型中高一貫教育による教員の相互乗り入れ授業や郷土を題材にした特色ある授業実施等により、生徒たちの基礎学力も定着しつつあり、今後も地域特性を生かした特色ある教育を進める。

○かごしま県民大学中央センター、市町村、大学等と連携して、多様な学習機会を提供する。

(3) 生活環境

○水道については、新たな水源の確保を図るとともに、老朽化施設の更新及び耐震化、広域的な連携を促進する。

○ごみ処理については、有機性廃棄物リサイクル推進施設の整備を計画中であり、ごみの減量化・リサイクルを引き続き促進していく。

○公営住宅については、住まいのセーフティネットの役割を踏まえつつ、地域の実情や課

題に応じた良質な住宅の供給を図るため、建替や改善等の手法を適切に選択しながら、住宅の長寿命化と良質なストックの維持に努めるとともに、民間事業者の活用や空き家の活用により公営住宅を補完する住まいの確保を検討する。

第4章 奄美群島振興開発の効果的な推進

1 法令改正による対応

(1) 目的・基本理念規定の充実

○奄美群島は、我が国の領海や排他的経済水域の保全を図る上で、重要な役割を果たしているが、近年、我が国周辺海空域においては、近隣諸国の海洋活動や安全保障の観点から看過できない海洋進出が活発化しており、従来以上に、国土の安全・管理を適切に実施していくことが必要となっている。

奄美群島は、国境離島として、そこに人が居住していることにより、領海等の保全に関する活動の拠点として国土防衛の役割を果たすとともに、操業漁船の安全性の確保や緊急時の避難場所等の提供など、周辺海域の安寧の維持など「国家的役割」を担っている。

また、奄美群島は、世界自然遺産登録の推薦地として固有の動植物が分布するとともに、独特の産業、文化、歴史を有しており、世界的に貴重な自然や独特の産業、文化、歴史を保全、継承し、活用することにより、国民に癒しの空間を提供するといった「国民的役割」も担っている。

このような奄美群島が担っている「国家的国民的役割」を目的・基本理念規定に追加し、充実させる必要がある。

2 予算措置等による対応

(1) 奄美群島振興開発事業予算の充実、確保

○奄美群島においては、これまでの事業の実施により着実に社会資本の整備が進みつつあるが、今後急速に老朽化が進む橋梁やトンネルなど社会資本の適切な維持管理・更新に取り組む必要がある。

また、奄美群島振興交付金についても、奄美群島の自立的で持続可能な発展のために条件不利性の改善を図る事業等を着実に実施する必要がある。

このようなことから、奄美群島振興開発事業（以下「奄振事業」という。）予算の充実・確保を図る必要がある。

- 奄振事業は、沖縄振興事業に比べ一般的に補助率が低く、沖縄に比べ奄美群島の振興開発が進まない要因となっていると考えられることから、ソフト事業・ハード事業の双方について補助率のさらなる嵩上げを行う必要がある。

また、奄美群島振興交付金に係る特別交付税措置の維持・拡充を図る必要がある。

(2) 地方創生交付金の運用弾力化

- 奄美群島においては、人口の減少が著しく地域の活力低下が懸念されており、これを食い止めるためには、地域における創意工夫を生かした取組が重要であることから、地方創生交付金の新規申請事業数（原則4事業以内）及び計画期間を通じた総事業費に占めるハード事業の割合（原則、概ね2分の1未満）について緩和するような運用の弾力化が必要である。

(3) 地方債枠の確保

- ソフト事業の重要性が高まっていること等により、奄美群島の市町村等における非公共事業の事業費が増加することが予想されるが、財政基盤の脆弱な群島市町村における財源の確保のため、過疎対策事業債の限度額が減少されず、所要額が起債できるような取組が必要である。

また、社会資本整備については、奄振事業に併せて辺地・過疎対策事業債の対象となるハード事業を併せて推進することが必要不可欠であることから、辺地・過疎対策事業債のハード事業の所要額が起債できるような取組が必要である。

(4) 税制措置の充実延長

ア 奄美群島における国税（所得税・法人税）の割増償却制度の延長

- 民間事業者の設備投資に係る費用負担の軽

減は、産業の振興及び雇用の創出を図る上で有効な手段であることから、制度の延長を図る必要がある。

イ 地方税（事業税・不動産取得税・固定資産税）の課税免除等に伴う地方交付税補填措置の延長

- 民間事業者の設備投資に係る費用負担の軽減は、産業の振興及び雇用の創出を図る上で有効な手段であることから、制度の延長を図る必要がある。

(5) ガソリン流通コスト支援の維持・拡充

- 奄美群島におけるガソリン価格については、離島ガソリン流通コスト支援事業により、支援措置が講じられており、本土との価格差の一定の効果を上げているところである。

しかしながら、海上輸送を必要とする地理的条件や規模的制約から、本土と比較して依然として割高となっており、群島の産業振興等を図る上で、支障となっている。

このため、平成31年度以降も恒久的に本支援事業による支援が継続されるとともに、支援拡充に必要な法整備や揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置の創設等が必要である。

(6) 奄美基金の充実

- 奄美群島の産業の振興を促進し、群島経済を発展させるためには、奄美基金の保証業務及び融資業務の円滑な推進のための財源を確保する必要がある。

3 群島主体の取組（奄美群島成長戦略ビジョン等）の促進

奄美群島の地元12市町村が策定した「奄美群島成長戦略ビジョン」の実現などに向けて地元が必要とする制度等については、以下のとおりである。

(1) 奄美群島振興債（仮称）の創設

- 「奄美群島振興交付金」とともに、地元市町村が民間支援を実施するためにスピード感と自主性、柔軟性をもって対応ができ、かつ地元市町村の財政規律内で積極的に施策が実行できるための財政支援制度を新たに創設する必要がある。

(2) 奄美群島総合特区創設

奄美群島全域あるいは一部推進区域において

以下の要素を含んだ各種産業振興や定住環境を確保するための施策を総合的に推進するための特区創設

- ア 外国航空機・客船が、直接、奄美群島に出入国できるための国際観光港特区
- イ 外国人を含めた観光客の増加を念頭に、受入体制の強化を図るための民泊事業の柔軟な運用を可能とする民泊推進特区
- ウ 体験プログラム等における各種規制を受け入れ側の実情と顧客の多様なニーズにマッチングするよう緩和する奄美体験プログラム特区
- エ 奄美群島を奄振法に基づく観光振興地域に指定し、観光関連施設の新・増築及び改築・改修を行う事業者に対して、税制上の優遇措置を講じる特区
- オ 情報通信技術の発達により、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方を求める企業等の奄美群島への移転を促進する税制上の優遇措置を講じる特区
- カ 温暖な気候と癒しのイメージを最大限発揮し、安全・安心な定住環境の整備と、交流・定住人口の拡大を図るための、医療と福祉における予防に重点をおいた特区
- キ 群島内の電力供給のほとんどを内燃力発電（ディーゼル）が占めている現状を踏まえ、再生可能エネルギー事業の促進を図るための設備投資に係る税制優遇措置や、買い取り制度枠等に関する特区

(3) 無電柱化の推進

- 外海離島である奄美群島においては、毎年、台風による停電が発生しており、住民生活や農作物への大きな被害を与えている。また、世界自然遺産の登録を目指している奄美にとって今後ますます景観整備が重要となってくる。このようなことから、奄美群島の無電柱化について国のモデル地域・モデル事業として取組を行う必要がある。

4 次期計画の数値目標の取扱い

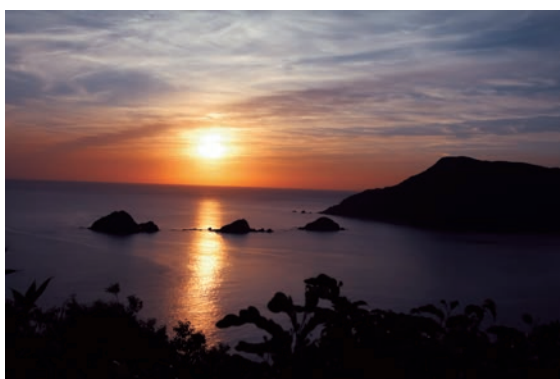
- 現行の奄美群島振興開発計画においては、諸施策の目的の明確化と評価を行う観点から、

16項目の数値目標を定めている。

次期計画においては、各施策の効果的实施及び進捗状況の適切な把握のため、引き続き、数値目標を設定することとするが、その具体的な項目や数値については、改めて検討していくこととする。



表紙写真
「喜界町のガジュマル」



目次写真
「瀬戸内町西古見の三連立神」

写真 奄美群島情報サイト しーまブログ 提供

奄美群島振興開発総合調査 報告書 【要旨版】

平成30年3月

発行 鹿児島県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1
企画部離島振興課
TEL 099-286-2111
(内線 2443, 2450)

印刷 トライ社



鹿児島県